

斑鳩町バリアフリー基本構想

～ともに生き、誰もが安心して暮らせるまち斑鳩町～

平成30年3月

斑 鳩 町

はじめに

我が国では、障害者数が増加傾向にあるとともに、本格的な高齢化社会の到来が予測されております。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて、外国人観光客の受入体制の強化を図るよう環境整備がすすめられているところであります。

このようななか、障害のある人とない人とが平等に生活できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方がより一層重要になっております。

そのため、年齢や性別、身体状況、国籍等にかかわらず、すべての人が安心して、快適に移動できるまちづくりの推進が求められてまいります。

こうしたことから、本町におきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、「斑鳩町バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

本構想では、本町におけるバリアフリーの推進に関する基本的な方針を定めるとともに、2つの重点整備地区（「JR法隆寺駅～法隆寺周辺地区」、「竜田川周辺地区」）を設定し、各種バリアフリー課題に対する主な整備項目を検討・整理いたしております。

今後は、本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、関連施設管理者等関係機関の連携し、ハード、ソフトの両側面からのバリアフリー化に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本構想の策定にあたりまして、ご尽力いただきました協議会の皆様方をはじめ、ご協力いただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成30年3月

斑鳩町長 中西 和夫

斑鳩町バリアフリー基本構想

目 次

1. 基本構想の概要	1-1
1.1. 構想策定の背景と目的	1-1
1.2. 構想策定の位置づけ	1-3
2. 斑鳩町の概況	2-1
2.1. 概 況	2-1
2.2. 公共交通と生活関連施設の状況	2-4
2.3. 地域特性	2-5
2.4. 斑鳩町の上位・関連計画の概要	2-7
3. 現状と課題	3-1
3.1. 現地点検結果	3-1
3.2. アンケート調査結果	3-3
4. 移動等円滑化に向けた基本理念	4-1
4.1. 基本理念	4-1
4.2. 基本的な方向性	4-1
4.3. 地域住民・事業者・行政関係者の役割	4-4
5. 重点整備地区の設定	5-1
5.1. 基本的な考え方	5-1
5.2. 重点整備地区の位置・区域	5-2
5.3. 生活関連施設、生活関連経路	5-3
6. 実施すべき特定事業等	6-1
6.1. 現状と課題	6-1
6.2. 特定事業等の設定	6-2
6.3. 実施すべき特定事業等	6-4
7. その他移動等円滑化のために考慮すべき事項	7-1
7.1. 観光バリアフリー	7-1
7.2. 移動等円滑化のための心のバリアフリー	7-3
8. 基本構想の推進に向けた取り組み	8-1
8.1. 今後の取り組みの方向性	8-1
8.2. 実現に向けた推進体制	8-2
9. 参考資料	9-1

1. 基本構想の概要

1.1. 構想策定の背景と目的

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、平成 18 年施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー法）の第 25 条に基づき、市町村が定めるものです。バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害のある人、子ども、子育て世代の人、観光客、外国人等（以下、高齢者、障害のある人等）が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

(2) バリアフリー基本構想の作成背景と目的

本町では、「第 4 次斑鳩町総合計画後期基本計画」（以下、基本計画）において、歩行者や自転車が安全で快適に利用できる道路の整備をすすめるとともに、高齢者、障害のある人等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等の公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくことを目標としています。

また、「斑鳩町都市計画マスタープラン」（以下、マスタープラン）では、高齢者、障害のある人等、誰もが安心して通行できるよう、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化等、道路環境の整備に取り組むとしています。

これら基本計画やマスタープランを受け、平成 28 年 3 月に策定された「斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）においては、安心して暮らせる環境の充実として、高齢化社会においては、買い物や通院等を含め、日常生活における移動手段としての地域公共交通の重要性の高まり及び障害の有無等にかかわらず、誰もが社会参加しやすい環境としてバリアフリーのまちづくりを推進していくことの重要性が示されています。

そして、移動の安全性・快適性の向上と快適な生活環境の確保として、日常生活における移動手段が確保された安心して暮らせる環境づくりをすすめる観点から、コミュニティバス等により地域公共交通の確保や「バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでいきます。

(3) バリアフリー基本構想において定める主な事項

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区として設定した地区において、建築物や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が策定するもので、主に以下の事項を定めます。

- 重点整備地区

鉄道駅の周辺地区や、高齢者、障害のある人等が利用する生活関連施設が集まった地区等、基本構想に基づいてバリアフリー化を進めていくエリア

- 生活関連施設

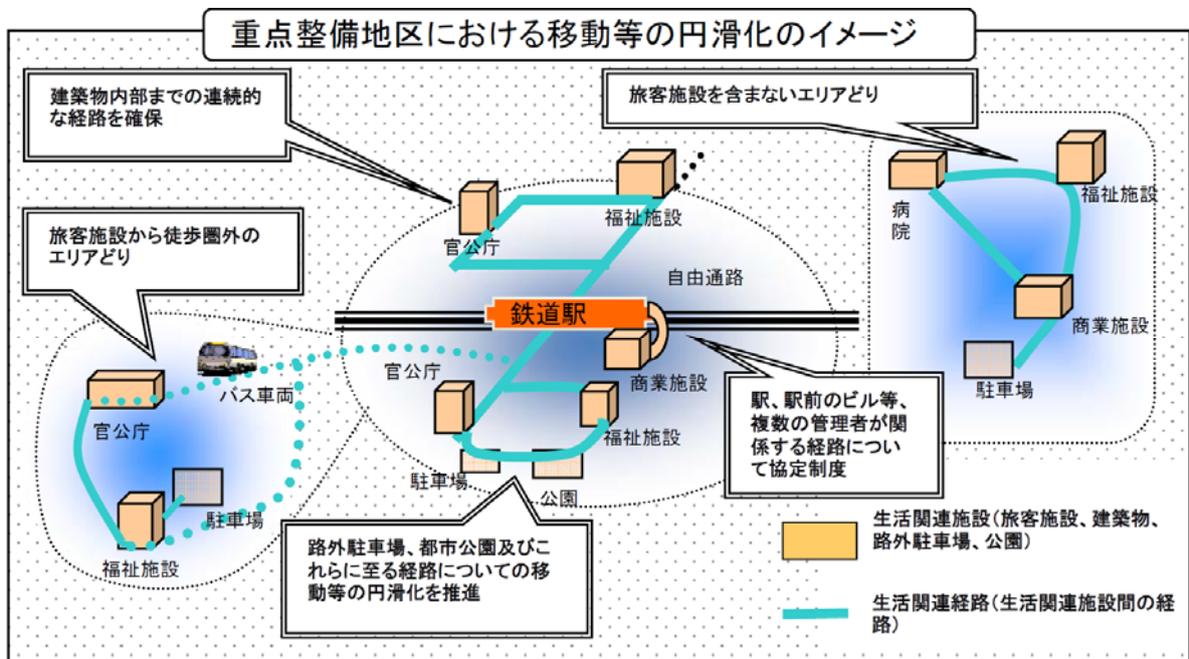
鉄道駅等の旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園等、相当数の高齢者、障害のある人等が利用する施設

- 生活関連経路

生活関連施設相互の経路（施設間の移動は通常徒歩で行われること）

- 特定事業、移動等円滑化のためのその他事業

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

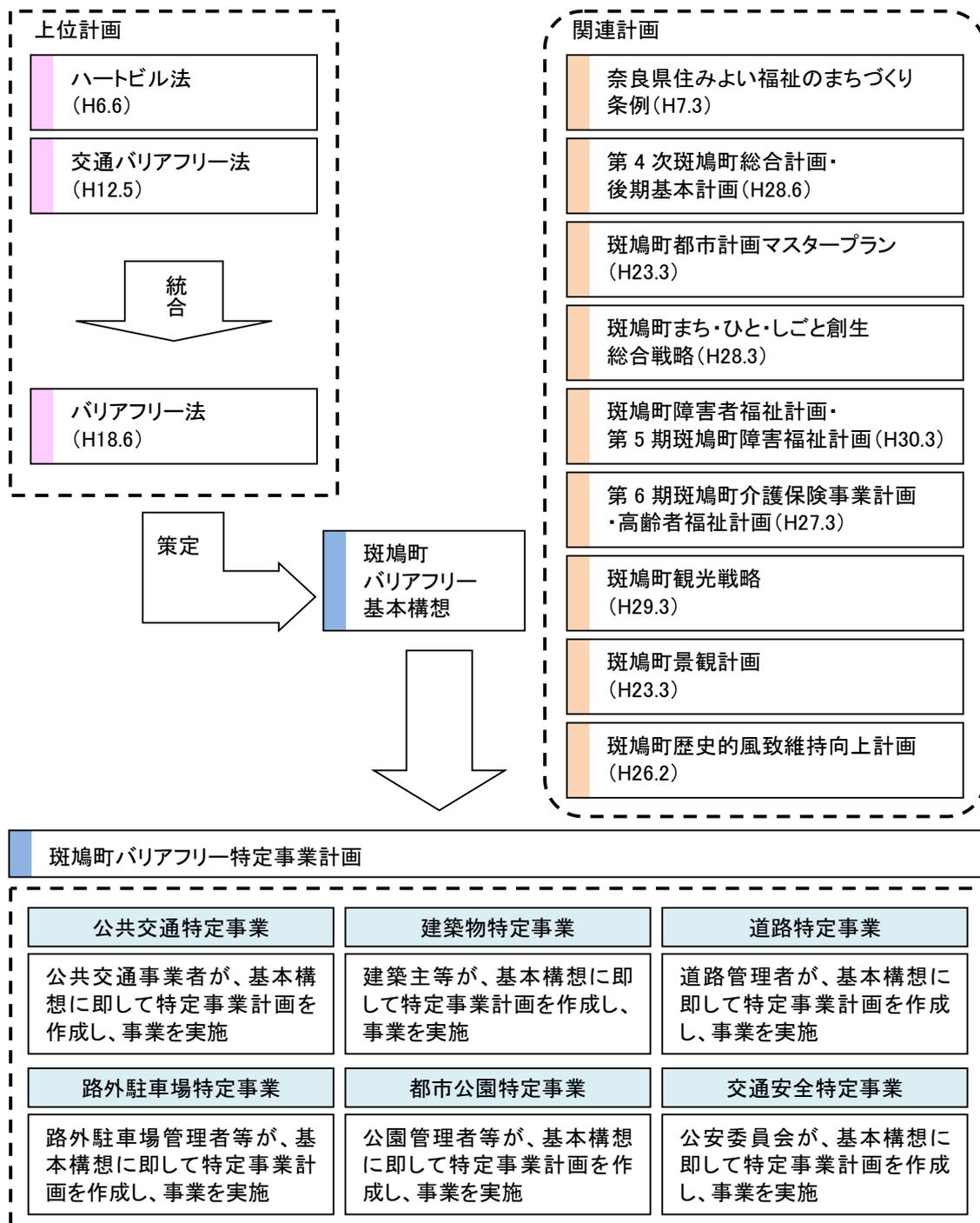


出典：国土交通省HP

1.2. 構想策定の位置づけ

基本構想では、バリアフリー法及び関連法令等に基づき、基本計画やマスタープラン等の上位・関連計画との整合を図り、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を踏まえ策定しています。

策定にあたっては「斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、町内各種団体代表、学識経験者、交通事業者、道路管理者、地域住民代表者、多くの関係者の参画により検討をいたしました。また、現地点検、パブリックコメント等を実施し、高齢者、障害のある人等を含めた多くの地域住民の意向を踏まえるように努めています。



2. 斑鳩町の概況

2.1. 概況

(1) 位置・地勢

本町の行政区域は南北 6.4km、東西 4.4km、面積 14.27k m²の町で、奈良県の西北部を占める奈良盆地の西北部、矢田丘陵の南にわたる地域に位置しており、北部に生駒市、北東部に大和郡山市、南東部に安堵町、南部に河合町、南西部に王寺町、西部には三郷町、平群町と隣接し、大阪市へは約 25km、奈良市へは約 15km の距離にあります。

大阪市、奈良市とは本町唯一の鉄道駅となる JR 法隆寺駅から JR 大和路線（関西本線）によって結ばれています。また、本町の南側には、大和川をへだてて西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジが位置しており、広域と結ばれています。

本町は、昭和 22 年に龍田町、法隆寺村、富郷村の 3 町村が合併してできた町であり、法隆寺を中心に栄えた西里や東里をはじめとする門前町、龍田等旧街道に沿って発展した街道町、そして、平地部を中心に点在する農家集落で構成されていました。

昭和 30 年代の後半から急激な都市化の波が押し寄せ、農地の宅地化がすすみ、現在では市街地の大半において戸建住宅が建ち並んでいます。また、近年では、戸建住宅に比較すると数は少ないものの、一部、マンションの立地もみられます。

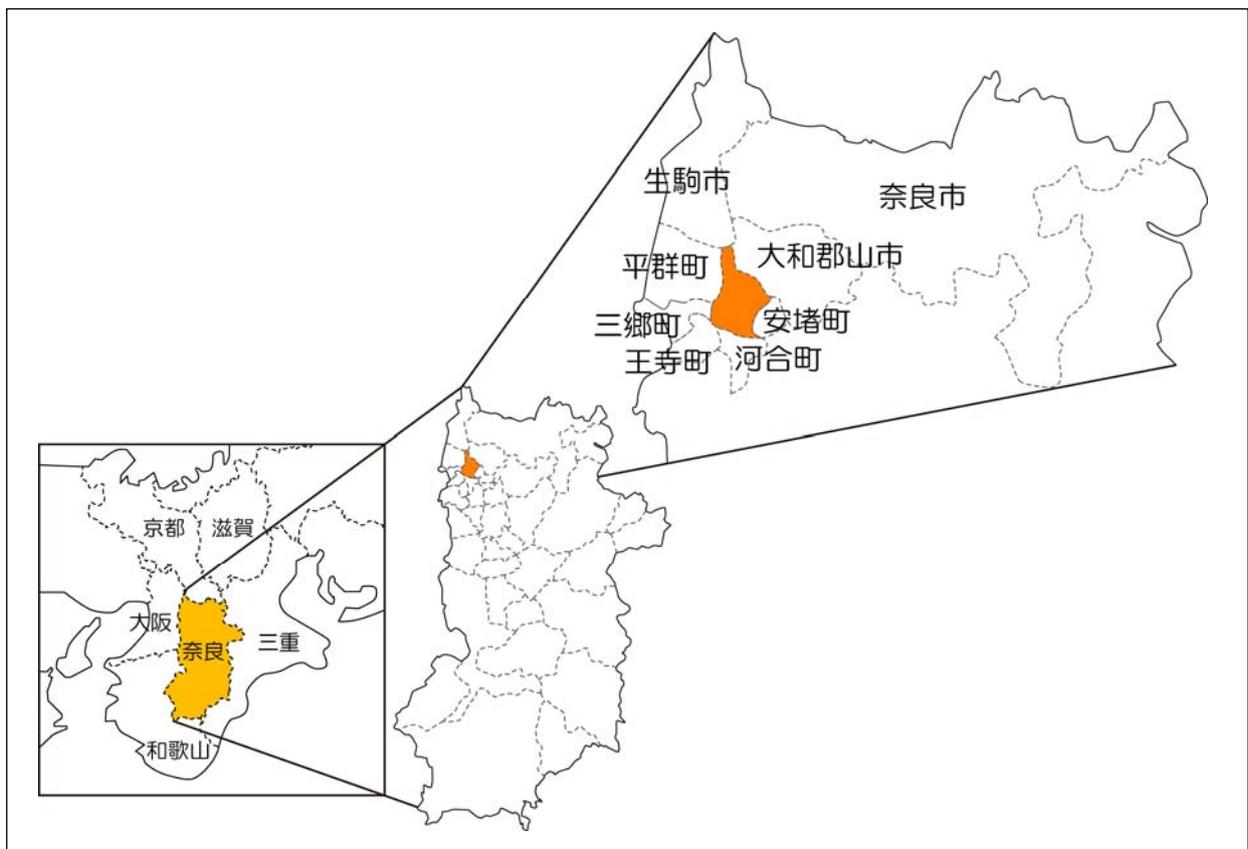


図 2-1 斑鳩町の位置

出典: 斑鳩町都市計画マスタープラン

(2) 鉄道と主要道路の状況

鉄道は、町域内にＪＲ大和路線（関西本線）が敷設され、法隆寺駅があり、大阪から約 40 分、京都から約 1 時間、奈良まで約 12 分で到達します。

道路交通面では、町域内を東西方向に国道 25 号、南北方向に国道 168 号、（主）奈良大和郡山斑鳩線、（主）大和高田斑鳩線が通過しています。また、斑鳩町市街地部の交通混雑の緩和、交通安全の確保と斑鳩町の活性化を図るために計画された、いかるがパークウェイ（延長 4.7km のうち 1.1km 開通）や都市計画道路法隆寺線の整備が進められています。

また、西名阪自動車道（法隆寺インターチェンジ）及び近郊の国道 24 号等の広域幹線道路に連絡しています。

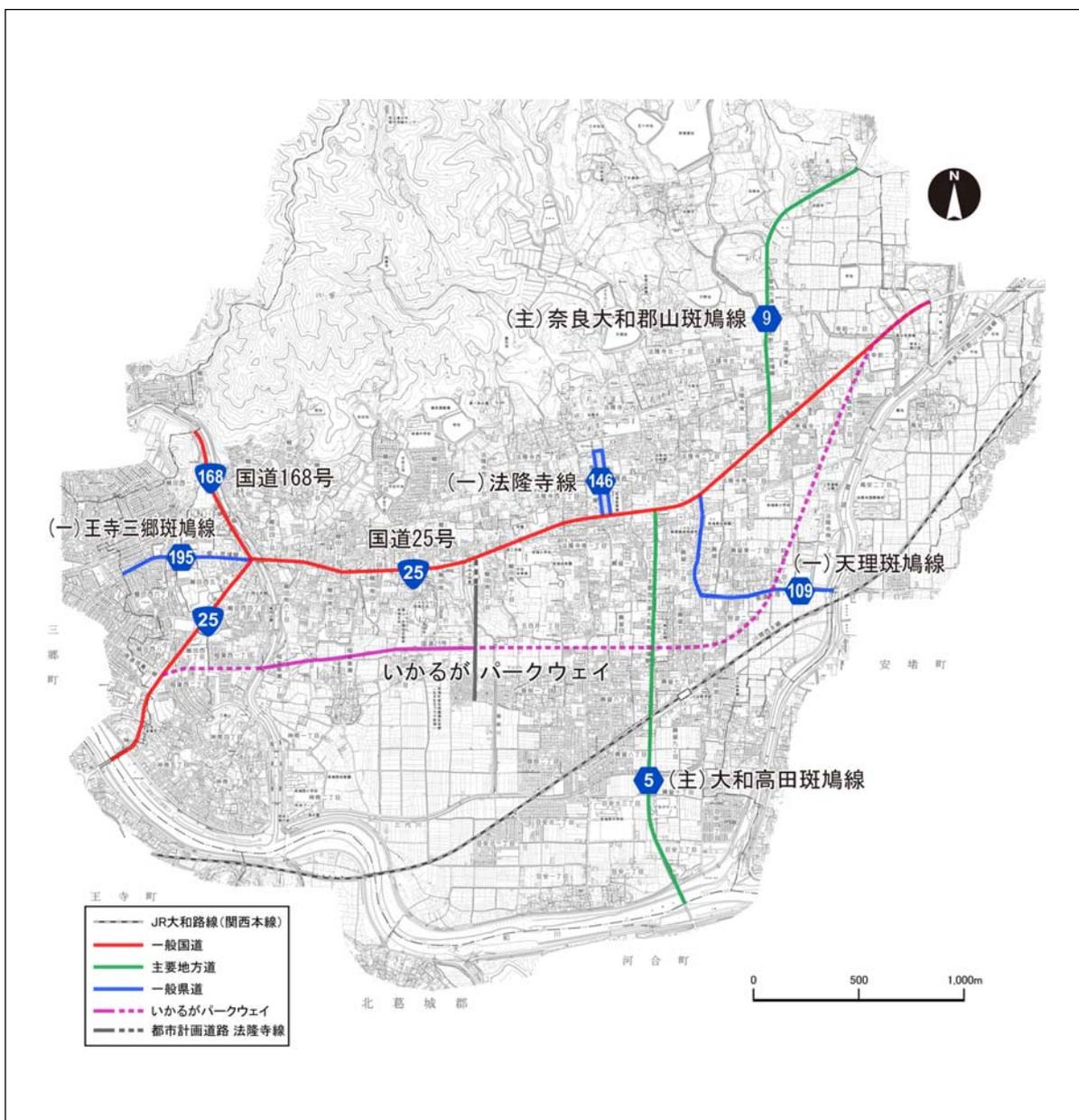


図 2-2 斑鳩町の主な道路ネットワーク

出典:斑鳩町資料

(3) 人口動向

①総人口と高齢者割合の推移

斑鳩町の人口は、平成 12 年の 28,566 人をピークに減少し、平成 27 年には 27,303 人となっています。今後も減少傾向は続く見込みとなっていますが、「斑鳩町人口ビジョン」においては、町独自の人口推計シミュレーションの結果から、平成 72 年までの将来展望人口を 21,480 人程度と設定しています。

また、その年には約 31.7%が 65 歳以上の高齢者になると試算されています。

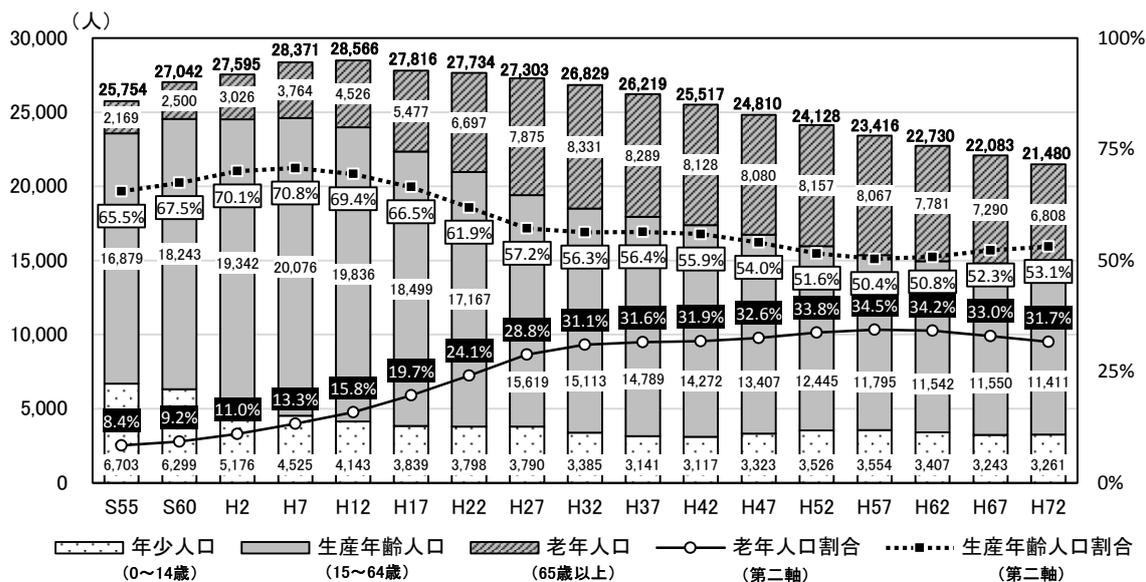


図 2-3 年齢 3 区分別総人口、将来人口の推移

出典:国勢調査(昭和 55 年~平成 27 年)、斑鳩町人口ビジョン(H28.3)から作成

②障害者数

障害者手帳交付者数の推移をみると、平成 25 年から平成 28 年までにかけて精神障害者と知的障害者は増加、身体障害者は平成 25 年から平成 27 年までは増加、その後はほぼ横ばいで、全体でみると交付者数は増加傾向であり、地域住民人口当たりの割合も 4.9%から 5.2%と漸増しています。

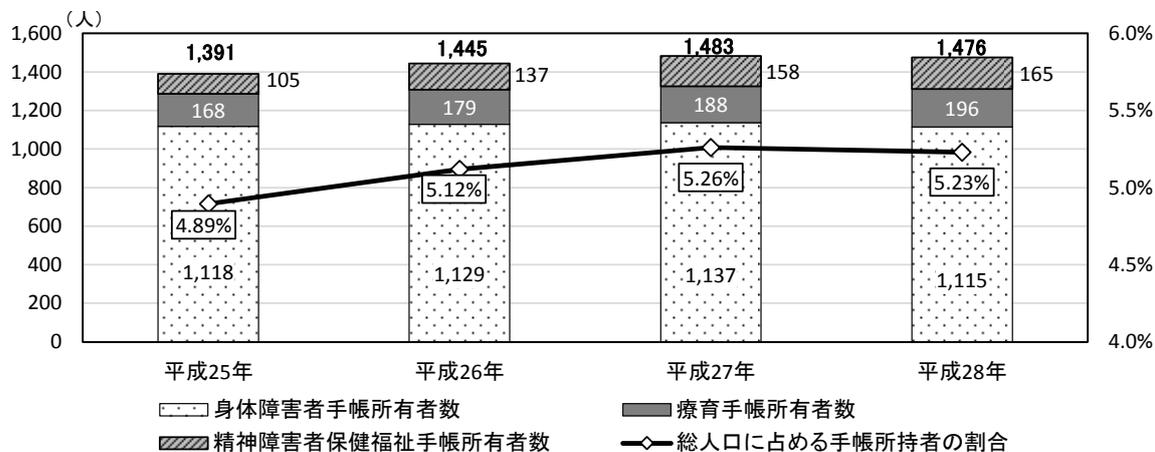


図 2-4 斑鳩町の障害者手帳交付者数の推移

出典:斑鳩町障害者福祉計画・第 5 期斑鳩町障害福祉計画(H30.3)、斑鳩町統計資料:平成 25 年度版から作成

2.2. 公共交通と生活関連施設の状況

(1) 鉄道駅、バス路線及び生活関連施設の状況

斑鳩町内の鉄道駅、バス路線及び生活関連施設の立地状況は、以下のとおりです。

いかるがホールや東公民館、万代法隆寺店は比較的 JR 法隆寺駅から近くに位置しますが、斑鳩町役場、中央公民館等は鉄道駅から離れた国道 25 号沿いに点在しています。

また、町内南西部の竜田川沿いに延長約 2 km、面積約 14ha の竜田公園が位置しています。

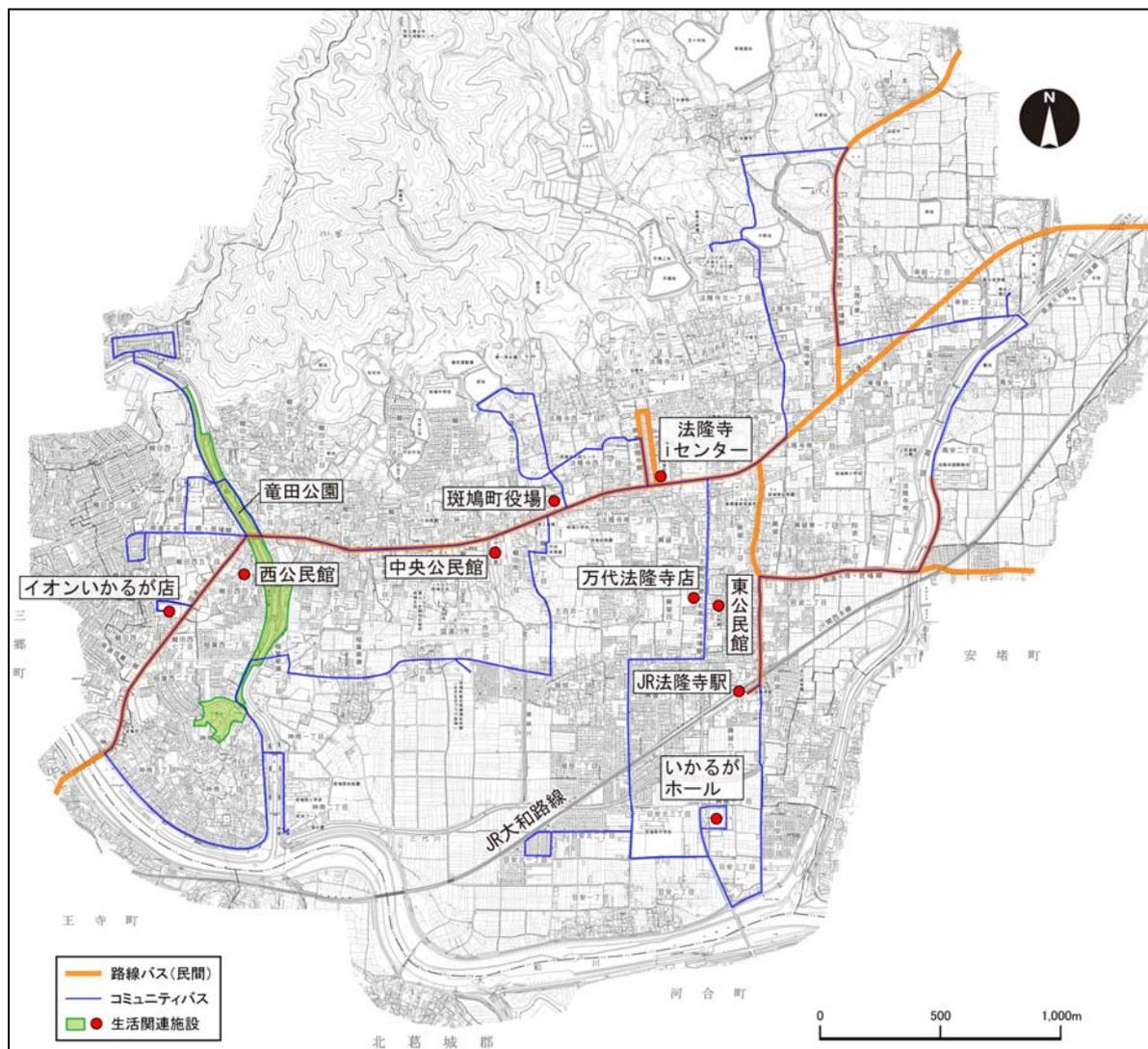


図 2-5 鉄道駅、バス路線及び生活関連施設の立地状況

※商業施設は、大規模小売店舗(店舗面積 500 m²以上)のうち日常的に利用する食料品を扱う店舗を抽出。

2.3. 地域特性

(1) 観光動向

斑鳩町には世界文化遺産の法隆寺・法起寺をはじめ、さまざまな歴史資源や継承されている伝統行事が多くあり、奈良県全体の外国人訪問客数は増加傾向にあります。

また、斑鳩町内の外国人来訪者の訪問エリアは、法隆寺エリアに集中する傾向があります。



図 2-6 奈良県外国人訪問客数の推移(奈良県・全国)

出典: 斑鳩町観光戦略(2017.3)

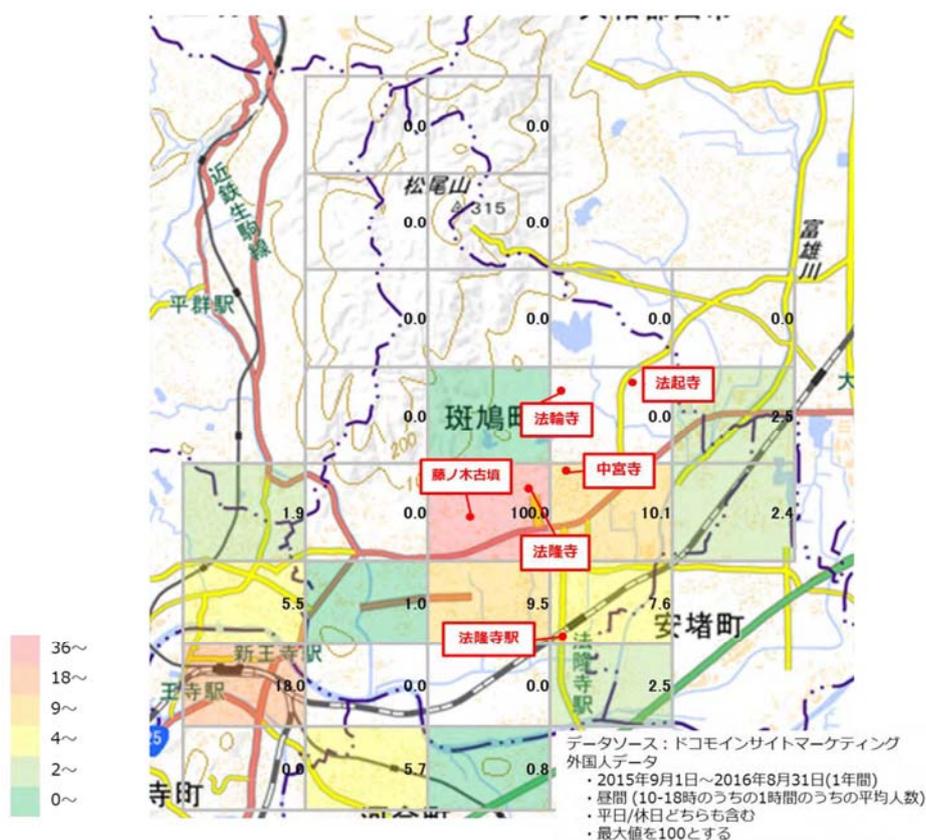


図 2-7 外国人来訪者の訪問エリア

出典: 斑鳩町観光戦略(2017.3)

(2) 斑鳩町の外国人訪問客数の目標

国土交通省・観光庁では「2020年、外国人訪問客数を4,000万人に」との目標を掲げていることから、その目標に従い「2020年に約50,000人」を斑鳩町の外国人訪問客数の目標としています。

このことから、今後、さらに外国人訪問客数の増加が見込まれる状況にあります。

(単位:人)

	訪日外客数	奈良県 外国人訪問客数	斑鳩町 観光客数(旧)	斑鳩町 外国人訪問客数
2012年度 (平成24年度)	8,360,000	285,000	890,661	7,000
2013年度 (平成25年度)	10,360,000	456,000	872,593	11,000
2014年度 (平成26年度)	13,410,000	664,000	808,844	14,000
2015年度 (平成27年度)	19,740,000	1,033,000	767,513	19,000
2020年度目標 (平成32年度)	40,000,000	—	—	50,000

※斑鳩町観光客数(旧)は、平成27年度までの旧統計値を示す。



図 2-8 斑鳩町の外国人訪問客数の目標

出典:斑鳩町観光戦略(2017.3)

2.4. 斑鳩町の上位・関連計画の概要

斑鳩町の主な上位・関連計画（基本計画、マスタープラン、総合戦略、障害者福祉計画・第5期障害福祉計画、観光戦略）に記載されている内容から、本構想の関連する内容を抽出し反映させます。

表 2-1 斑鳩町の主な関連計画の概要

計画名称	概要
第4次総合計画 後期基本計画	<p style="text-align: center;">まちの将来像</p> <p style="text-align: center;">「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がいのある人等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等の公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、「バリアフリー基本構想」の策定に取り組みます。 ・高齢者や障がいのある人、また環境に配慮した公共交通の運行を推進します。
都市計画 マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが安心して通行できるよう、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化など、道路環境の整備に取り組みます。 ・主要区画道路と歴史・自然散策の道が重なる区間では、歩道の設置などにより、歩行者・自転車の安全を確保します。 ・コミュニティバスの充実などによって、歴史・自然拠点、生活・文化拠点などを結ぶ公共交通を確保するとともに、路線バスについては、関係機関と連携し、バスターミナルやバス停の設置、ルートや便数の改善、運行情報システムの高度化をはかるなど、バス利用者の利便性を高めます。
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	<p style="text-align: center;">基本政策「選ばれ続ける“斑鳩の里”づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「移動の安全性・利便性の向上と快適な生活環境の確保」として、日常生活における移動手段が確保された安心してくらす環境づくりをすすめる観点から、コミュニティバス等による地域公共交通の確保や「バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでいきます。
障害者福祉計画 第5期障害福祉 計画	<p style="text-align: center;">基本理念「ふれあいと支えあいの輪を広げ、ともに生きるまち斑鳩」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斑鳩町に住む、障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、あらゆる人がふれあい、支えあいながら、安心して地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる社会の実現を目指します。
観光戦略	<p style="text-align: center;">「まちあるき観光をすすめ、ワクワク・ドキドキするまちに」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的観光振興に向けて、国内旅行の形態の変化に対応する必要があります。特に「まちあるき」の増加に向けては、リピーター（再訪問者）の増加を目指す必要があります。 ・国内の人口減少などを考慮すると、インバウンド（外国人観光客）の増加を図る必要があります。今後10年のインバウンドのリピーターの増加に向け、細かなインバウンド対応施策が必要です。

※上記計画名称からは「斑鳩町」を省略して表示。

3. 現状と課題

3.1. 現地点検結果

(1) 調査概要

斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会では、生活関連経路や生活関連施設等について、現地点検（まち歩き）を実施し、課題や現状の把握を行いました。

以下に、現地点検（まち歩き）の概要を示します。

表 3-1 現地点検の実施概要

項目	内容
場所	奈良県斑鳩町
日時	平成 29 年 3 月 16 日(木)14 時～17 時
参加者	協議会委員、協議会事務局
調査場所	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 班 : 竜田公園 ・第 2 班 : 国道 25 号～(主)大和高田斑鳩線 ・第 3 班 : いかるがホール～(主)大和高田斑鳩線～JR 法隆寺駅

	現地点検状況	意見整理状況	
第 1 班			
第 2 班			
第 3 班			

図 3-1 現地点検、意見整理の実施状況

(2) 主な意見

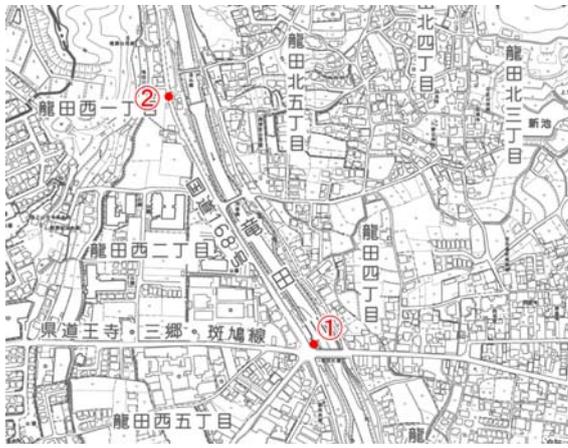
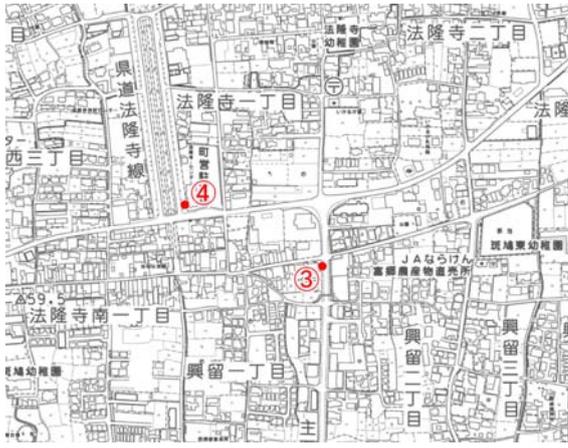
	位置図	主な意見
第1班		 <p>①歩道幅員が狭く車いすが通行できない</p>
		 <p>②車止めがあり車いすが入れない</p>
第2班		 <p>③歩道の巻込部に段差がある</p>
		 <p>④車いすから看板板面が見にくい</p>
第3班		 <p>⑤勾配が急で歩道が狭い</p>
		 <p>⑥階段のみである</p>

図 3-2 現地点検の主な意見

3.2. アンケート調査結果

(1) 調査概要

公共交通事業者を対象に、旅客施設や運行車両のバリアフリーに関する現状及び今後の取り組み予定、教育体制、バリアフリー化の推進における課題等についてアンケートを実施し、課題や現状の把握を行いました。

以下に、アンケートの実施概要を示します。

表 3-2 アンケートの実施概要

項目	内容
対象	・鉄道事業者 : 西日本旅客鉄道 株式会社 (以下、西日本旅客鉄道株) ・バス事業者 : 奈良交通 株式会社 (以下、奈良交通株) ・タクシー事業者: 一般社団法人 奈良県タクシー協会 (以下、(一社)奈良県タクシー協会)
実施期間	平成 29 年 9 月 25 日(月)~10 月 6 日(金)
方法	郵送送付・回収

(2) バリアフリーに関する現状と今後の取り組み予定

① 鉄道

表 3-3 鉄道の運行車両

全車両の運行台数	バリアフリー化対応車両の運行台数
約 80 編成	約 50 編成（車いすスペースの設置）

表 3-4 鉄道の現状と課題

項目	現状	今後の取り組み予定	バリアフリー化の課題
施設利用	<p>移動のサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> *駅係員ができる限りの対応を実施しており、車いすの場合は、ホームと車両の間に段差があるため、渡し板により対応。 *駅のバリアフリー経路の整備により対応しており、以下の施設整備を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・発車標(列車接近警告表示)、列車接近警告音装置 ・誘導・点字ブロック、点字案内付手すり ・点字運賃表、テンキー付券売機 ・触知案内板 ・ホーム状態確認カメラ、ホーム非常ボタン、ホームからの転落時のステップ及び退避箇所 ・多機能トイレ(車いすトイレ、ベビーベッド、オストメイト対応) ・AED(自動体外式除細動器) 	<p>*JR 法隆寺駅の上下ホームに視覚障害者用の内方線付き点字ブロックを整備する予定。 →H29 整備済</p>	—
	<p>情報のサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> *視覚障害者用の点字ブロック設置や音声案内を実施。 *視覚障害のある人等に対して、異常時情報ディスプレイによるご案内、情報発信等を実施。 *駅係員等による筆談対応を実施。 	—	—
	<p>サポートを受ける方法</p> <ul style="list-style-type: none"> *駅改札等にて、お客様から介助等のご申告を頂くことにより対応。 *お客様から事前に駅名や日時のご連絡を頂くことで対応。 *障害のある人やお困りのお客様には、駅係員等ができる範囲でお声掛けをすることにより対応。 *お客様への「介助」の呼びかけや、お客様ご自身への注意喚起とともに「共助」の呼びかけも実施。(ポスターの掲出、案内放送、異常時情報提供ディスプレイ等での配信等) 	—	—

※—:該当なし

表 3-5 鉄道の現状と課題

項目		現状	今後の取り組み予定	バリアフリー化の課題
車両利用	移動のサポート	<ul style="list-style-type: none"> *転落防止用ホロを車両連結部に設置。 *車いすスペースの設置。 *車内SOSボタンの設置。 	*新型車両導入時や、既存車両リニューアル実施時等にできる限り設置に努めていきたい。	<ul style="list-style-type: none"> *直ちにバリアフリー化に対応した車両を導入することは難しい。 *新型車両導入時や、既存車両リニューアル実施時等にできる限り設置に努めていきたい。
	情報のサポート	*音声チャイムによる注意喚起を実施。	—	
	サポートを受ける方法	<ul style="list-style-type: none"> *障害のある人やお困りのお客様には、乗務員等ができる範囲でお声かけをすることにより対応。 *乗務員等へお客様から介助等のご申告を頂くことにより対応。 	—	
教育訓練	実施の有無	*実施している。	—	—
	教育内容	<ul style="list-style-type: none"> *駅社員を対象に「サービス介助士養成研修」を実施し、安全・正確な介助技術とホスピタリティマインドの醸成を行っている。 *障害のある人を講師として、障害のある人の生活と鉄道利用について理解する教育を実施。 *「バリアフリーマニュアル」及び「お客様見守りハンドブック 第2版」を駅社員に配布し、社員教育を実施。 *駅社員を対象に救急救命講習を実施するとともに、「サービス介助士」取得を推進。 	—	

※—: 該当なし

②バス

表 3-6 バスの運行車両

路線	全車両の運行台数	バリアフリー化対応車両の運行台数
王寺シャープ線 (王寺駅～シャープ前)	大型 13 台 中型 5 台	ノンステップバス 6 台 ワンステップバス 6 台
法隆寺線 (法隆寺駅～法隆寺門前)	小型 3 台	0 台
斑鳩町コミュニティバス	小型 3 台	0 台

表 3-7 バスの現状と課題

項目	現状	今後の取り組み予定	バリアフリー化の課題	
施設利用	移動のサポート	*車いすの場合、運転手がスロープを設置して、車いすを介助し、固定している。	*歩道幅員の狭い所が多く、現在の基準により、有効幅員が 2.5m 以上とれない場所ではバス停上屋を設置することができない。	
	情報のサポート	*王寺シャープ線では、バスロケーションシステムを導入しパソコンや携帯電話でバスの現在位置を表示するサービスを提供している。		*バスロケーションシステム導入路線を全線に拡大予定。
	サポートを受ける方法	*車いすでバスをご利用される場合、スロープ対応車両と非対応車両が混在しているため、電話で営業所に問い合わせいただければ、対応車両の発車時刻を案内している。		—
車両利用	移動のサポート	*ノンステップバスでは、入口から出口まで段差なしで移動できる。	*2010 年以降に導入している路線バス車両は、すべてノンステップバスを導入している。	*コミュニティバスの走行ルートをノンステップバスで試走した結果、走行が困難な箇所があったため、移動等円滑化基準適用除外認定を申請し、バリアフリー非対応車両で運行している。
	情報のサポート	*車内事故防止のため、ドアが開いてから席を立つよう、放送や車内の表示で注意喚起している。 *「筆談によりご案内いたします」と運転席付近に表示し、筆談具を用意している。	—	
	サポートを受ける方法	*前日までに連絡いただければ、できるだけ希望の時間に対応車両を配車するようにしている。	—	*補助ステップを取り付け、乗降しやすいようにしている。
教育訓練	実施の有無	*実施している。	—	
	教育内容	*配属前の研修期間中に、スロープの出入れや、車いすの介助方法等の教育と車いす乗降体験を実施している。	—	—

※—：該当なし

③タクシー

表 3-8 タクシーの運行車両

全車両の運行台数	バリアフリー化対応車両の運行台数
一般乗車タクシー(4社) 29台	0台

表 3-9 タクシーの現状と課題

項目	現 状	今後の取り組み予定	バリアフリー化の課題
施設利用	移動のサポート *基本的には乗務員が乗降介助を行っている。 *同行者や介助者の支援によるところが大きい。	—	*施設内における移動を意識した案内表示物の充実及び設置箇所までの歩道や導線の整備が必要。
	情報のサポート *主にマンツーマンの対応をしているが、情報面での対応(点字等)は不足している。	*情報やコミュニケーションについても単独の整備が難しいため、行政と連携を取って進めていきたい。	*情報発信をするためのスペース及びコミュニケーションを円滑にするための乗り場の設置が不可欠と考える。
	サポートを受ける方法 —	—	
車両利用	移動のサポート —	*随時ユニバーサルデザインタクシー導入を拡大していく方向性がある。	*車両についてはメーカーにより、全国共通のユニバーサルデザイン化が推進されており、今後は統一されたデザインに変化していくことが予想される。
	情報のサポート *その場で乗務員が対応できる場合は、対応している。	—	*それに伴い車両価格が割高となり、導入の遅れ、地域格差が出る懸念される。
	サポートを受ける方法 —	—	
教育訓練	実施の有無 *実施している。	—	
	教育内容 *入社時、車いすの乗客への対応及び車いすの取り扱いについて教習している。 *乗務員登録センターにおいて、バリアフリーに関する座学を実施している。	—	—

※—:該当なし

4. 移動等円滑化に向けた基本理念

4.1. 基本理念

基本構想の全体を総括する考え方として、基本理念を設定します。

『 ともに生き、誰もが安心して暮らせるまち斑鳩町 』

4.2. 基本的な方向性

バリアフリーのまちづくりを推進していくための基本的な方向性として、以下の考え方が重要です。これらの考え方を踏まえながら、総合的、重点的かつ一体的に、より実効性のある取り組みを推進します。

(1) すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方をベースとします

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。ユニバーサルデザインも、バリアフリーも快適に自由に参加できる社会の構築をめざすという目標は共通していますが、バリアフリーは段差等のバリアを取り除いていこうという狭義の考え方であり、ともすればそのバリアにより制約を受ける人を特別扱いしかねません。

一方、ユニバーサルデザインは可能な限り特別扱いせず、すべての人に対応できるようなデザインをめざすものであり、社会全体の利益につながります。このような考え方をベースとして、整備をめざします。

(2) 各施設管理者との連携を考慮し、移動空間全体のネットワークの形成を図ります

まちづくりの視点から移動を考えると、建築物や旅客施設といった単体だけではなく、それを結ぶ広場や道路、交通結節点といった移動空間全体のネットワークの形成を考慮して、バリアフリー法以外の計画も、各施設管理者と連携して進めていきます。

例えば、鉄道からバスへの乗換えや、建築物への移動が連続して容易に行えるよう、移動経路の円滑化や案内情報等の整備を図るとともに、沿道の建物所有者や店舗の協力により、歩行空間の障害物の撤去を強化したりする等の取り組みをめざします。

(3) まちのにぎわいの向上と活性化をめざします

施設のバリアフリー化に代表されるハード整備とともに、まちに来る人々の回遊性を高め、まちのにぎわいの向上と活性化をめざす視点も忘れてはなりません。

例えば、自転車は鉄道駅周辺の商業者にとって大切な顧客の足となっていますが、歩行空間内に無秩序に置かれれば重大なバリアとなります。商業者とともに商業施設等の利用しやすさを考えながら対策を検討する等、バリアフリー化とまちの活性化を両立させる手法が求められます。

また、観光バリアフリーにおいては、初めて訪れる外国人観光客等が情報を得るのに苦労しないような取り組みをめざします。

(4) まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮します

整備を実施する場所については、基本構想で定める重点整備地区内が基本となりますが、整備メニューを策定するにあたっては、重点整備地区外も含め、まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮しておかなければなりません。

また、重点整備地区内外にかかわらず、高齢者、障害のある人等の利用が多く見込まれる経路については、安全に利用できるよう、適宜対応していきます。なお、整備済み区間であっても不備等が確認されれば、定期的な補修・改善をめざします。

(5) ハード整備と心のバリアフリーの取り組みとの連携を図り、バランスの良い推進を図ります

まちのバリアフリー化のためにハード整備はもちろん重要ですが、それだけで十分だとは限らず、ハード整備に頼ることが困難な場合もあります。

例えば、重要な経路ではあるが、すでに沿道に密集した市街地が形成されている場合、十分な幅員の歩道を確保するためには用地買収を伴う道路整備や面的整備等が必要であり、ハード整備が完了するには長い時間がかかります。その間の取り組みを道路空間の配分の変更や、利用する人々の譲り合いでカバーする等の暫定対応や、啓発等ソフト面の充実といった複数の取り組みをバランスよく組み合わせることで、より実効性を挙げていくことも必要となります。そのためには、高齢者、障害のある人等を含む地域住民と関係機関の連携を十分図り、協働して課題解決をめざします。

(6) さらなるレベルアップをめざして、継続的に質の向上を図ります

バリアフリー法に関連する法令やガイドライン等として、表 4-1～4-2 があります。

斑鳩町のバリアフリー整備にあたっては、まずは移動等円滑化基準への適合に向けて取り組まなければなりません。しかし、それだけではなく地域住民参加のものと基本構想であるということとを踏まえ、ガイドラインの趣旨や内容を尊重しつつ標準的なレベルから、さらに望ましいレベルまで、積極的かつ継続的に質の向上をめざします。

表 4-1 バリアフリー関係の法律

	内 容
法律関連	<ul style="list-style-type: none">●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) 【平成 18 年 6 月 21 日公布、平成 18 年 12 月 20 日施行、関係省庁：国土交通省】 http://elaw.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO091.html●身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 【平成 5 年 5 月 26 日公布、平成 5 年 11 月 25 日施行、関係省庁：総務省】 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05HO054.html●身体障害者補助犬法 【平成 14 年 5 月 29 日公布、平成 14 年 10 月 1 日施行、関係省庁：厚生労働省】 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO049.html●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 【平成 24 年 6 月 27 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行、関係省庁：厚生労働省】 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO123.html●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) 【平成 25 年 6 月 26 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行、関係省庁：内閣府】 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

表 4-2 バリアフリー関係の省令・ガイドライン

	内 容
省令等	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通移動等円滑化基準 (移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令) http://www.mlit.go.jp/common/000234974.pdf ● 路外駐車場移動等円滑化基準 (移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令) http://www.mlit.go.jp/common/000234978.pdf ● バリアフリー法施行令第十九条に規定する標識に関する省令 http://www.mlit.go.jp/common/000234981.pdf ● 建築物移動等円滑化誘導基準 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令) http://www.mlit.go.jp/common/000234983.pdf ● 都市公園移動等円滑化基準 http://www.mlit.go.jp/common/000207222.pdf ● 道路移動等円滑化基準 (移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令) http://www.mlit.go.jp/common/000207246.pdf ● 移動等円滑のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令 http://www.mlit.go.jp/common/000207247.pdf ● 移動等円滑化の促進に関する基本方針 http://www.mlit.go.jp/common/000139952.pdf
ガイドライン	<p>【旅客施設、車両等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」改訂 [バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)]2013年6月 国土交通省総合政策局安心生活政策課 ● 「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」改訂 [バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)]2013年6月 国土交通省総合政策局安心生活政策課 「旅客船バリアフリーガイドライン」2007年9月 国土交通省海事局安全基準課 <p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」 [劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版]2015年7月 国土交通省住宅局建築指導課 <p>※建築物に関しては、適合義務の基準である上記の基準のほか、よりバリアフリー性の高い建築物の整備を推進するための「建築物移動等円滑化誘導基準」を国土交通省令として定めています。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」2011年8月 編集・発行：国土技術研究センター <p>【都市公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂版 2012年2月 国土交通省都市・地域整備局 公園緑地課

4.3. 地域住民・事業者・行政関係者の役割

ハード面及びソフト面の取り組みを実施するにあたっては、地域住民・事業者・行政が各々の役割を果たしながら、相互に連携を図っていかねばなりません。

地域住民・事業者・行政が果たすべき役割と責務について、バリアフリー法には図 4-1 のとおり記述されています。

このような役割と責務をそれぞれが果たすことが、この基本構想に定めたバリアフリーの整備目標を達成することとなります。それらを可能にするためには、斑鳩町はもとよりそれぞれの関係機関が、限られた財源の中で、優先順位を明確にしたうえでの資金の確保や、地域住民との合意形成等に向けて、お互いに連携して最大限の努力を行っていく必要があります。

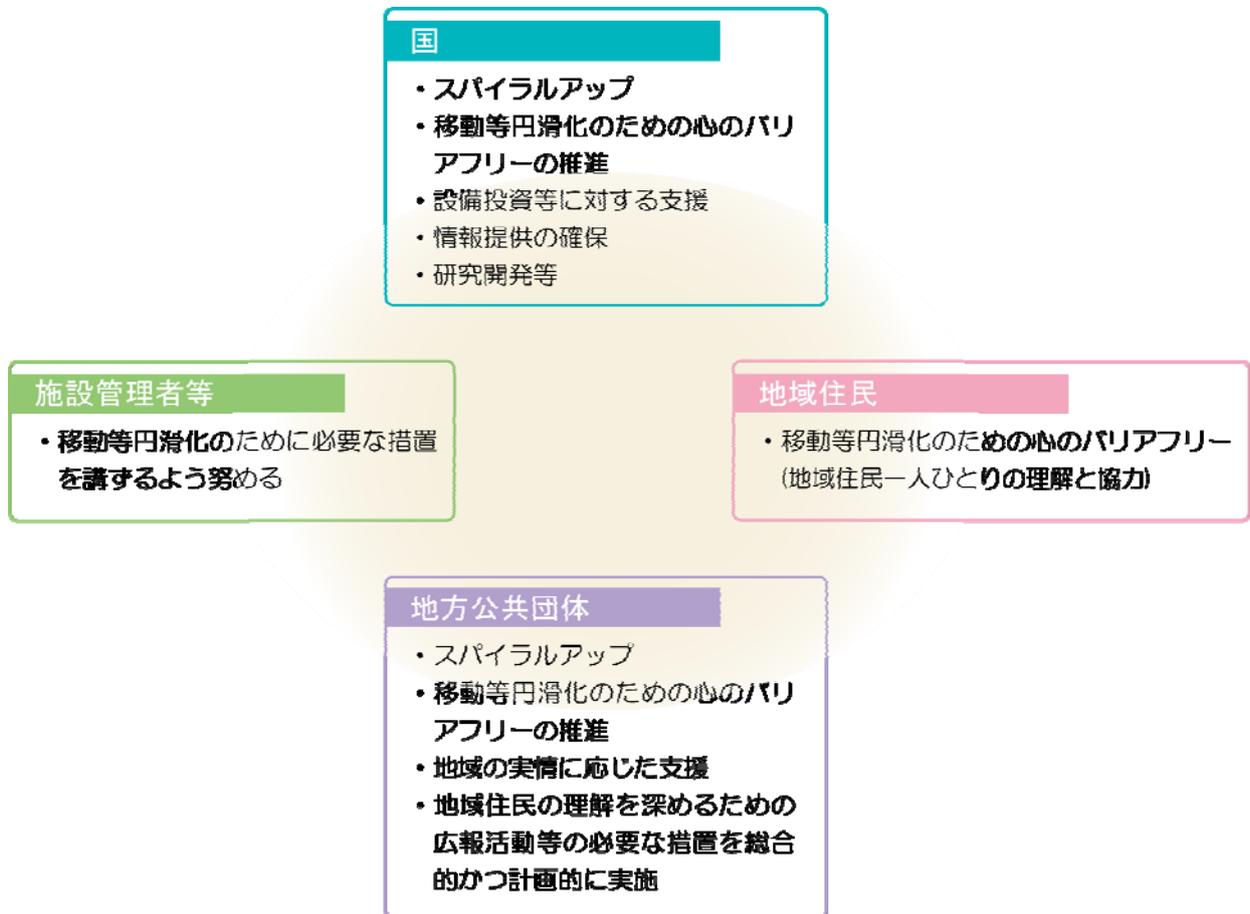


図 4-1 住民・事業者・行政関係者の役割

5. 重点整備地区の設定

5.1. 基本的な考え方

歩道等のバリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。

重点整備地区の範囲の設定については、移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に整備することが特に必要であると認められる地区とします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第2条第21号)

- イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下に同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

5.2. 重点整備地区の位置・区域

「5.1.基本的な考え方」を踏まえ、重点整備地区を以下の図 5-1 のとおり設定しました。

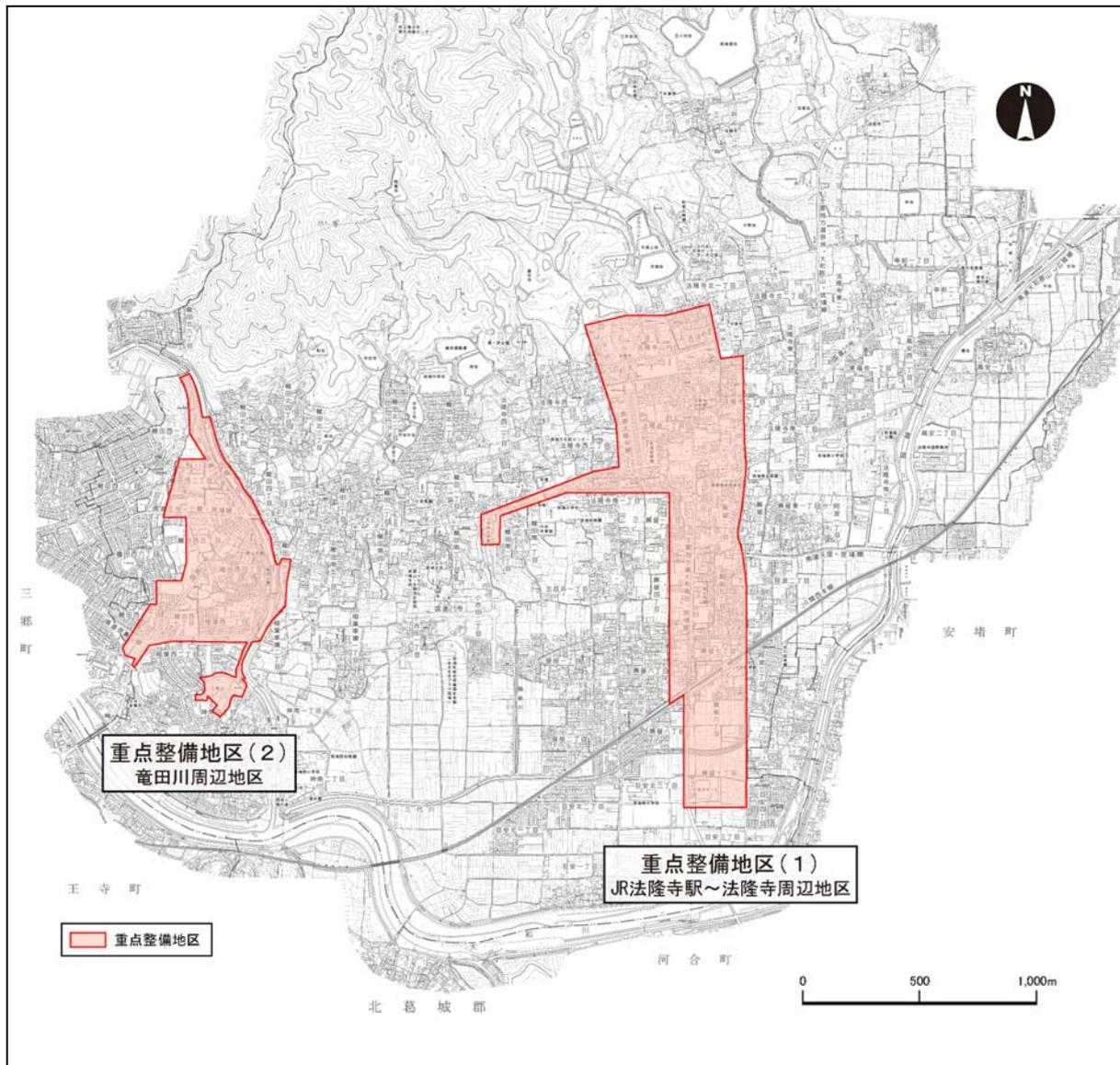


図 5-1 重点整備地区

5.3. 生活関連施設、生活関連経路

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、重点整備地区内に立地し、「多数の人が訪れる」又は「高齢者、障害のある人等がよく利用する」と考えられる施設や、協議会による現地点検結果等を踏まえ、以下 12 施設としました。

表 5-1 生活関連施設

施設分類		施設名	施設数	
旅客施設	鉄道駅	JR 法隆寺駅	1	
建築物	公共施設	役場	斑鳩町役場	1
		ホール	いかるがホール	1
		公民館	中央公民館	3
	東公民館			
	西公民館			
	商業施設	大規模商業施設	法隆寺 i センター	1
イオンいかるが店			2	
万代法隆寺店				
都市公園	公園トイレ	竜田公園(トイレ)	3	
合計			12	

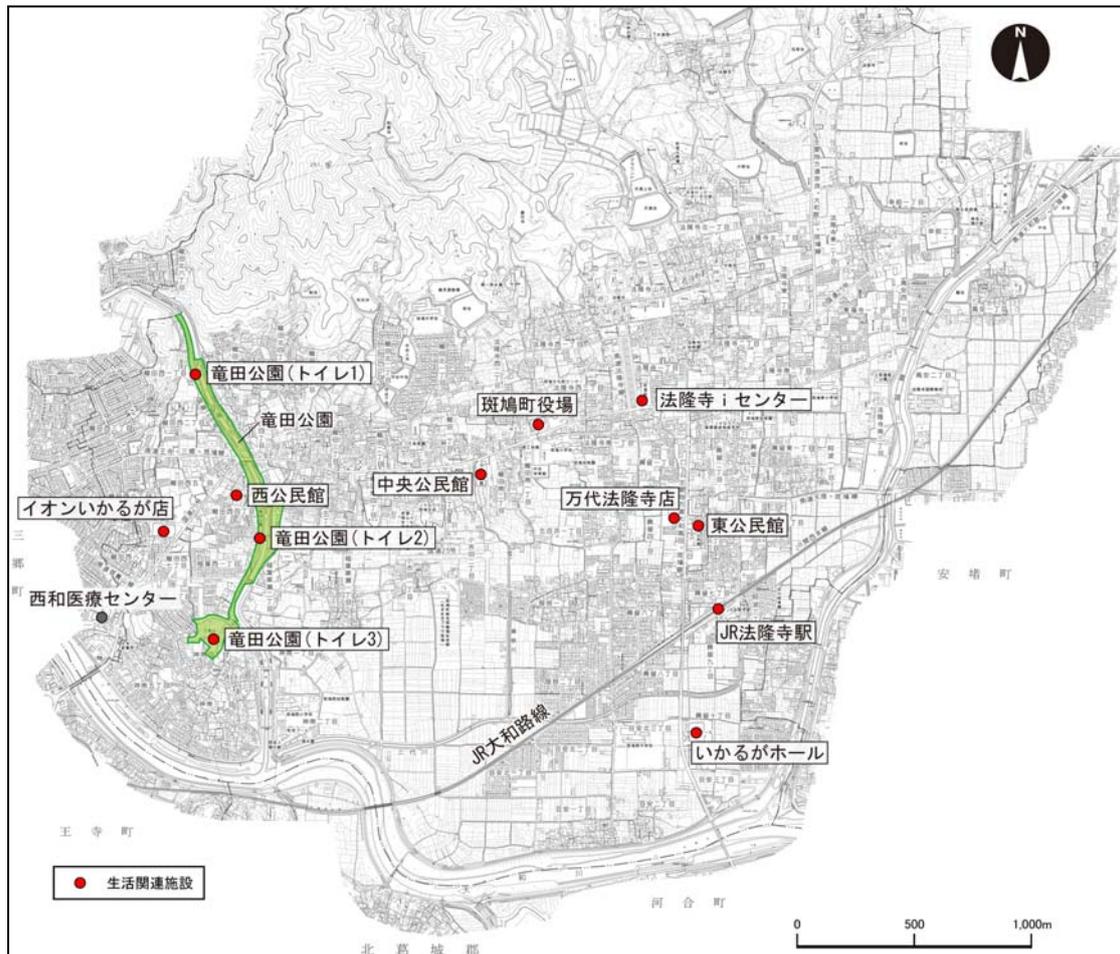


図 5-2 生活関連施設位置図

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけ、重点的かつ優先的に移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化をめざす経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か(既に移動等円滑化されている等)によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけるものとします。

表 5-2 生活関連経路(道路)

道路分類	道路名称	路線数	道路管理者
国道	国道 25 号	1	奈良国道事務所
県道	(主)大和高田斑鳩線	1	奈良県
	(一)法隆寺線	1	
町道	町道①②	2	斑鳩町
	町道③④	2	
園路	竜田公園(緑道)	1	奈良県
合計		8	

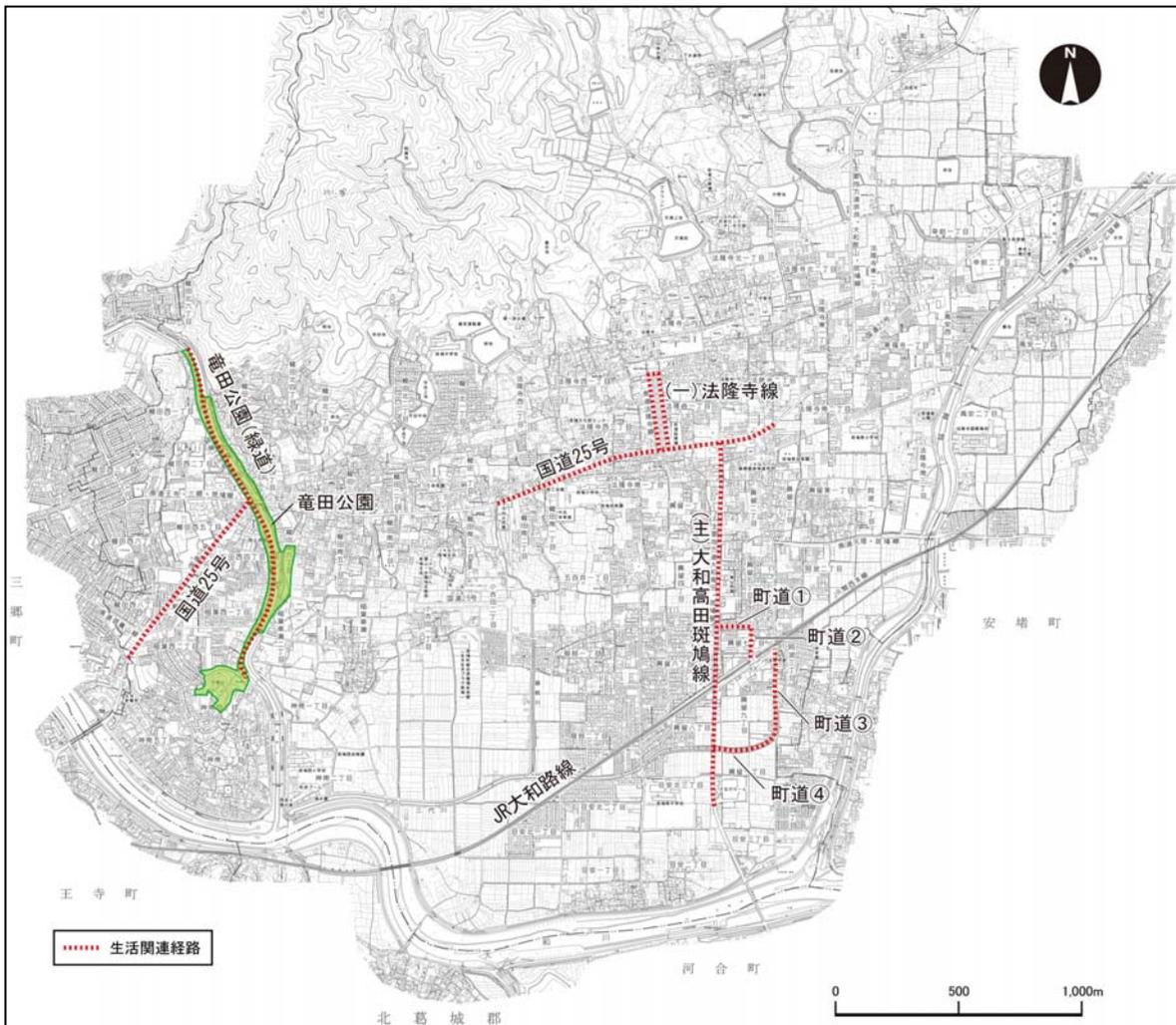


図 5-3 生活関連経路位置図

6. 実施すべき特定事業等

6.1. 現状と課題

(1) 斑鳩町の現状と課題

現地点検やアンケート等から、重点整備地区内のバリアフリーに係る課題を抽出しました。

表 6-1 斑鳩町の主な現状と課題

現状と課題	
公共交通	 <p>片側のホームに方線付き点字ブロックがない(整備済)</p>  <p>バス乗降時に歩道とバスの間に段差がある</p>
建築物	 <p>階段の段鼻が見にくい</p>  <p>トイレの位置が分かりにくい</p>
道路	 <p>歩道の巻込部に段差がある</p>  <p>法隆寺前に障害者用停車施設がない(暫定整備済)</p>
都市公園	 <p>車止めがあり車いすで進入しにくい</p>  <p>トイレに手すりがないものがある</p>
その他	 <p>駅前の案内が日本語のみで外国人が読めない</p>  <p>駅前広場に障害者用停車施設がない(暫定整備済)</p>

※「整備済」の記載があるものは、現地点検やアンケート後に整備された内容です。

6.2. 特定事業等の設定

(1) 特定事業等の整理

各施設の整備について、特定事業とその他事業を以下に整理します。

● 特定事業とは ●

特定事業とは、バリアフリー基本構想策定時に、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を実現化するためのものです。基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

「整備方針」では、重点設備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を示します。整備方針に基づき、協議会の中で「実施すべき事業」メニューを整理し、各事業者の取り組み内容を明確にします。

※斑鳩町では、事業の目標時期については特定事業計画に記載することとします。

【特定事業】

- ①公共交通特定事業
- ②建築物特定事業
- ③道路特定事業
- ④都市公園特定事業
- ⑤路外駐車場特定事業
- ⑥交通安全特定事業

【その他の事業】

- ①観光バリアフリー
- ②寺院・神社におけるバリアフリー
- ③移動等円滑化のための心のバリアフリー

(2) 特定事業等の設定

当事者等が参加した現地点検等で頂いた意見や重点整備地区の将来像、基本方針を踏まえ、各施設の整備に関する基本的な方針を定めたうえで、各種バリアフリーに関する基準・ガイドラインに沿って、斑鳩町で実施すべき特定事業、その他の事業を以下のとおり設定します。

【実施すべき特定事業】

①公共交通特定事業

旅客施設(鉄道駅等)におけるエレベーター等のバリアフリー設備の整備、これに伴う旅客設備の構造の変更、車両のバリアフリー化等についての整備方針を定めます。

②建築物特定事業

建築物自体のバリアフリー化、生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物の整備等についての整備方針を定めます。

③道路特定事業

道路におけるバリアフリー化のための施設・案内標識等工作物の設置、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良等についての整備方針を定めます。

④都市公園特定事業

誰もが快適で安全に利用できる都市公園に必要な、園路・トイレ等施設に関する整備方針を定めます。

【実施すべきその他の事業】

①観光バリアフリー

世界文化遺産をはじめ豊富な歴史的・文化的資源や自然環境をもつ斑鳩町では、高齢者、障害のある人等、来訪する人々のバリアを取り除くような取り組みについて、観光関連の関係機関と協力しながら展開の方向性(整備方針等)を検討・整理します。

②移動等円滑化のための心のバリアフリー

高齢者、障害のある人等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する「移動等円滑化のための心のバリアフリー」につながる施策(整備方針)を定めます。

6.3. 実施すべき特定事業等

整備すべき特定事業については、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするため、できる限り高齢者、障害のある人等を含む地域住民のニーズを反映した整備を行うことを前提に、施設ごとに必要とされる項目を整理しました。

建築物については、整備メニューに加え、現在のバリアフリー情報の有無について、表 6-2 に示す 8 項目を対象にピクトグラムにより整理しました。

表 6-2 現状のバリアフリー情報を示すピクトグラム

	道路から 施設内への スロープ	案内所	案内看板	エレ ベーター	多機能トイレ			障害者用 駐車場
			施設館内図		車いす 対応トイレ	乳幼児 設備	オスト メイト	
設備 あり								
設備 なし								

(1) 公共交通特定事業

JR 法隆寺駅		対象 : 駅施設、車両		所在地 : 斑鳩町興留 9 丁目 1 番 1 号				
整備メニュー		整備主体		備考				
1	バリアフリー化車両の導入	西日本旅客鉄道(株)						
2	障害者用停車施設の設置	斑鳩町		駐車ますの大きさ等				
3	歩道の高さの改良	"						
施設写真		1		2				
		2		3				
現状の 施設整備 の有無	スロープ 	案内所 	案内看板 	エレベーター 	多機能トイレ   			駐車場 —

凡例  (白地): 整備あり  (グレー地): 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

バ ス		対象：車両		所在地：バス路線バス停					
整備メニュー				整備主体		備 考			
1	バスロケーションシステムの拡大			奈良交通(株)					
2	ノンステップバスの導入			"					
施設写真				1			2		
									
現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場	
	-	-		-	-	-	-	-	

凡例  (白地): 整備あり  (グレー地): 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

タクシー		対象：車両		所在地：JR法隆寺駅前					
整備メニュー				整備主体		備考			
1	ユニバーサルデザインタクシーの導入			(一社)奈良県タクシー協会					
施設写真				1					
									
現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場	
	-	-		-	-	-	-	-	

凡例  (白地)：整備あり  (グレー地)：整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

(2) 建築物特定事業

① 公共施設

斑鳩町役場		対象：公共施設		所在地：斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号				
整備メニュー		整備主体		備考				
1	施設入口への誘導案内の改良	斑鳩町		点字ブロックの色等				
2	施設案内の補修	"		色褪せ等				
3	トイレ用案内の改良	"		点字案内、点字ブロック等				
4	トイレ洗面台の改良	"		自動水栓等				
5	オストメイト・乳幼児設備の設置	"						
6	階段段鼻の視認性の改良	"						
7	階段幅員の改良	"						
施設写真		1		2				
		3		4				
5		6,7						
現状の施設整備の有無		スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ		駐車場
								

凡例  (白地)：整備あり  (グレー地)：整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

いかるがホール		対象 : 公共施設	所在地 : 斑鳩町興留 10 丁目 6 番 43 号	
整備メニュー			整備主体	備考
1	施設入口への誘導案内の改良		斑鳩町	点字ブロックの色等
2	トイレ用案内の改良		〃	点字案内、点字ブロック等
3	小便器の改良		〃	手すり等
4	階段段鼻の視認性の改良		〃	
5	階段手すり用の案内の設置		〃	点字案内等

施設写真 	1		2	
	3		4	
5				

現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場
								

凡例  (白地) : 整備あり  (グレー地) : 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

中央公民館		対象 : 公共施設	所在地 : 斑鳩町龍田南 2 丁目 2 番 43 号	
整備メニュー			整備主体	備考
1	スロープ幅の改良		斑鳩町	
2	施設入口への誘導案内の改良		〃	点字ブロックの色等
3	トイレ案内の改良		〃	点字案内、点字ブロック等
4	トイレ洗面台の改良		〃	自動水栓等
5	小便器の改良		〃	手すり等
6	オストメイトの設置		〃	
7	階段手すり用の案内の設置		〃	点字案内等

施設写真 	1		2		
	3		4		
5		6		7	

現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場
								

凡例  (白地) : 整備あり  (グレー地) : 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

東公民館		対象 : 公共施設	所在地 : 斑鳩町興留 5 丁目 5 番 28 号	
整備メニュー			整備主体	備考
1	スロープ幅の改良		斑鳩町	
2	入口への誘導案内の補修		〃	点字ブロックの破損等
3	トイレ用案内の改良		〃	点字案内、点字ブロック等
4	トイレ洗面台の改良		〃	自動水栓等
5	小便器の改良		〃	手すり等
6	トイレ入口の段差解消		〃	
7	多機能トイレの改良		〃	引戸等
8	オストメイト・乳幼児設備の設置		〃	

施設写真 	1		2		
	3		4		
5		6		7	
8					

現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場
								

凡例  (白地) : 整備あり  (グレー地) : 整備なし

※エレベーターはないが、職員にて対応するため整備メニューより除く。

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

西公民館		対象 : 公共施設		所在地 : 斑鳩町龍田西 4 丁目 2 番 25 号				
整備メニュー		整備主体		備考				
1	スロープ幅の改良	斑鳩町						
2	施設入口への誘導案内の改良	"		点字ブロックの色等				
3	施設内の案内看板の設置	"						
4	トイレ用案内の設置	"						
5	トイレ洗面台の改良	"		自動水栓等				
6	小便器の改良	"		手すり等				
7	トイレ入口の段差解消	"						
8	オストメイト・乳幼児設備の設置	"						
9	階段手すり用の案内の設置	"		点字案内等				
施設写真		1		2				
		3		4				
5		6		7				
8		9						
現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場
								

凡例  (白地) : 整備あり  (グレー地) : 整備なし

※エレベーターはないが職員にて対応するため整備メニューより除く。

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

法隆寺iセンター		対象：公共施設	所在地：斑鳩町法隆寺1丁目8番25号	
整備メニュー			整備主体	備考
1	スロープ幅の改良		奈良県	
2	施設入口への誘導案内の改良		〃	点字ブロックの色等
3	案内看板の改良		〃	多言語化等
4	トイレ用案内の改良		〃	点字案内、点字ブロック等
5	階段の誘導案内の補修		〃	点字ブロックの破損・色等
6	エレベーターの誘導案内の設置		〃	点字ブロック等

施設写真 	1		2		
	3		4		
5		6		6	

現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場
								-

凡例  (白地): 整備あり  (グレー地): 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※本施設は風致地区内に位置するため、景観へも配慮しながら対応する。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

②商業施設

イオンいかるが店		対象 : 商業施設		所在地 : 斑鳩町龍田西 8 丁目 1 番 15 号				
整備メニュー		整備主体		備考				
1	案内所への誘導案内の設置	イオンリテール(株)		点字ブロック等				
2	施設入口への誘導案内の設置	"		点字ブロック等				
3	階段手すり用の案内の設置	"		点字案内等				
施設写真		1		2				
		2		3				
現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場
								

凡例  (白地): 整備あり  (グレー地): 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

万代法隆寺店		対象：商業施設		所在地：斑鳩町興留4丁目3番13号			
整備メニュー		整備主体		備考			
1	施設入口への誘導案内	(株)万代		店員の対応による誘導等			
施設写真		1		1			
							
現状の施設整備の有無	スロープ 	案内所 	案内看板 	エレベーター -	多機能トイレ  		駐車場 

凡例  (白地)：整備あり  (グレー地)：整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

(3) 都市公園特定事業

竜田公園（緑道）		対象：都市公園	所在地：斑鳩町龍田西1丁目～稲葉車瀬2丁目付近		
整備メニュー		整備主体	備考		
1	歩道幅員の改良	奈良県			
2	舗装の補修	〃			
3	防護柵の設置	〃			
4	照明の設置	〃	トイレ前等		
5	車止めの設置間隔の改良	〃			
6	案内看板の設置	〃	公園案内図等		
施設写真		1		1	
		2		3	
4		5		6	

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

竜田公園（トイレ1）		対象：都市公園			所在地：念仏橋付近（竜田川北側）					
整備メニュー					整備主体		備考			
1	トイレ洗面台の改良				奈良県		自動水栓等			
2	入口の段差の補修				"		タイル破損			
施設写真					1			2		
										
現状の 施設整備 の有無	スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ			駐車場		
	—	—		—		—	—	—		

凡例 （白地）：整備あり （グレー地）：整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※小規模公園のため、簡易型多機能トイレとする。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

竜田公園（トイレ2）		対象：都市公園			所在地：堂山橋付近（竜田川南側）			
整備メニュー		整備主体			備考			
1	トイレ用案内の改良	奈良県			案内の大きさ、色褪せ等			
2	トイレ洗面台の改良	"			自動水栓等			
3	小便器の改良	"			手すり等			
4	洋式トイレの改良	"			手すり等			
施設写真		1		2				
		3		4				
現状の施設整備の有無		スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ		駐車場
		-	-		-		-	-

凡例 （白地）：整備あり （グレー地）：整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※小規模公園のため、簡易型多機能トイレとする。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

竜田公園 (トイレ3)		対象 : 都市公園			所在地 : 三室山			
整備メニュー		整備主体			備考			
1	側溝の改良	奈良県			階段前の蓋掛け			
2	階段の補修	"			段鼻破損			
3	階段手すりの設置	"						
4	入口の段差の解消	"						
5	トイレ洗面台の改良	"			自動水栓等			
6	小便器の改良	"			手すり等			
7	簡易型多機能トイレの設置	"			洋式トイレ(手すり付)等			
施設写真		1		2,3				
		4		4				
5		6		7				
現状の施設整備の有無		スロープ	案内所	案内看板	エレベーター	多機能トイレ		駐車場
		-	-		-		-	-

凡例  (白地): 整備あり  (グレー地): 整備なし

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※小規模公園のため、簡易型多機能トイレとする。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

(4) 道路特定事業

①国道

国道 25 号			
整備メニュー		整備主体	備考
1	歩道幅員の改良	奈良国道事務所	
2	歩道端部の段差解消	〃	
3	点字ブロックの設置	〃	
4	障害物の解消	〃	電柱等
5	歩道の高さの改良	〃	
施設写真 		1 	1 
		2 	3 
4 		5 	

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

②県道

(主) 大和高田斑鳩線					
整備メニュー		整備主体	備 考		
1	歩道幅員の改良	奈良県			
2	歩道端部の段差解消	〃			
3	舗装の補修	〃			
4	点字ブロックの設置	〃			
5	歩道橋と歩道の段差補修	〃			
6	防護柵の設置	〃			
施設写真					
1		1		2	
		3		4	
5		6			

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

（一）法隆寺線			
整備メニュー		整備主体	備考
1	歩道の段差解消	奈良県	横断歩道部等
2	歩道幅員の改良	〃	
3	舗装の改良	〃	平坦な舗装等
4	点字ブロックの設置	〃	
5	障害者用停車施設の設置	奈良県、斑鳩町	駐車ますの大きさ等
施設写真 		1 	1,2 
		3,4 	5 

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

③町道

町道①②			
整備メニュー		整備主体	備考
1	歩道の設置	斑鳩町	
施設写真		1	1
			

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

町道③④				
整備メニュー		整備主体	備考	
1	歩道の設置	斑鳩町		
2	防護柵の設置	〃		
施設写真				
	1		1	
	1,2		1,2	

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。
 ※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

7. その他移動等円滑化のために考慮すべき事項

7.1. 観光バリアフリー

高齢者、障害のある人等、来訪する人々に対するバリアフリー化を図るため、観光機関と協力しながら、案内看板の改良等（情報提供の充実）を実施していきます。

JR 法隆寺駅の駅前広場			
整備メニュー		整備主体	備考
1	案内看板の改良	斑鳩町	多言語化等
施設写真 南側駅前広場 		1 	
施設写真 北側駅前広場 		1 	
施設写真 北側駅前広場 		1 	

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

生活関連経路上			
整備メニュー		整備主体	備考
1	案内看板の改良	斑鳩町	多言語化・板角度変更等
施設写真 (主)大和高田斑鳩線沿い 		1 	
施設写真 (主)大和高田斑鳩線沿い 		1 	
施設写真 (一)法隆寺線沿い 		1 	1 

※「補修」は維持管理、「拡大・改良・解消」は機能追加やバリア解消、「設置・導入」は新規設置や新規導入を示す。

※施設写真等については現状を示したものであり、具体的な整備箇所や実施時期は、今後、整備主体とともに特定事業計画において検討する。

7.2. 移動等円滑化のための心のバリアフリー

(1) 位置づけ

高齢者、障害のある人等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害のある人等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「移動等円滑化のための心のバリアフリー」が重要です。

地域住民一人ひとりがバリアフリーについての理解と見識を深め、互いに助け合う、あたたかな心配りのあるまちづくりをめざします。

(2) 基本的な考え方

高齢者、障害のある人等を対象としたハード面に関するバリアフリー化については、その推進施策を確定するのが困難です。国もこれらについて幅広い検討を行っており、施策が明らかになった段階で推進していく考え方ですが、ソフト面においても啓発事業に粘り強く取り組むとともに、高齢者、障害のある人等との交流を促進することで相互理解を深めることが重要です。

①バリアフリーに関する啓発活動の実施

バリアフリーに関して、地域住民一人ひとりが意識していくことが必要です。自らがバリアを作らないこと（例：点字ブロック上に荷物を置かない）や、一人でも取り組める心のバリアフリーを実施することが重要となります。そのためには、心のバリアフリーに関する意識の向上を図る啓発を検討し、実施する必要があります。

また、高齢者、障害のある人等が、どういう場面で困っているのかという現状を、地域住民・事業者・行政の各々がよく把握したうえで、的確な解決策を探っていかなければなりません。

例：バリアフリー現地点検（まち歩き）の実施、啓発チラシ・ポスターの設置

②バリアフリーに関する情報発信

バリアフリーに関する啓発活動等の取り組みには、多くの地域住民に参加を促す必要があります。

そのためには、啓発活動の情報を容易に受け取れるような施策を行う必要があります。

また、特定事業計画の進捗状況や、公共工事等による一時的なバリアの状況に関する最新の情報を提供していく必要があります。

例：バリアフリーマップの配布、パンフレットの配布、特定事業計画の進捗状況・工事情報の提供（ホームページ、広報紙等）

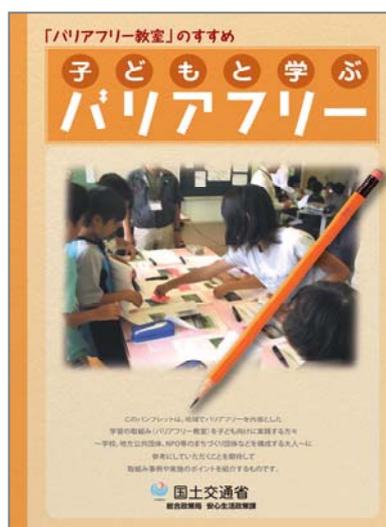
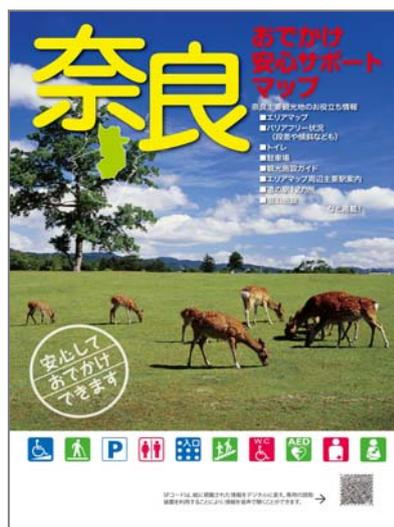


図 7-1 バリアフリーに関するパンフレットの例

出典: 奈良県ならの観光力向上課/観光プロモーション課ホームページ

出典: 国土交通省総合政策局安心生活政策課ホームページ

(3) 現在の取り組み状況

主な団体の取り組みとして、表 7-1 に示すような内容が実施されています。

また、他の団体についても研修等が実施されており、バリアフリー法の理念に基づき、相互に情報共有しながら、持続的・段階的な移動等円滑化のための心のバリアフリーの発展をめざし実施していきます。

表 7-1 主な団体の移動等円滑化のための心のバリアフリーの取り組み状況

団体名	取り組み内容
西日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・駅社員を対象に「サービス介助士養成研修」を実施し、安全・正確な介助技術とホスピタリティマインドの醸成を行っている。 ・障害のある人を講師として、障害のある人の生活と鉄道利用について理解する教育を実施している。 ・「バリアフリーマニュアル」及び「お客様見守りハンドブック第2版」を駅社員に配布し、社員教育を実施している。 ・駅社員を対象に救急救命講習を実施するとともに、「サービス介助士」取得を推進。
奈良交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・配属前の研修期間中に、スロープの出し入れや車いすの介助方法等の教育と車いす乗降体験を実施している。
(一社) 奈良県タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> ・入社時、車いすの乗客への対応及び車いすの取り扱いについて教習している。 ・乗務員登録センターにおいて、バリアフリーに関する座学を実施している。
斑鳩町	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに関する講習会等に参加し、その情報を共有している。 ・ホームページ等において、バリアフリー情報を提供している。

8. 基本構想の推進に向けた取り組み

8.1. 今後の取り組みの方向性

(1) 継続的改善の着実な実施

基本構想が一過性の取り組みで終わらないよう、策定後も事業の実施・評価・改善を図っていく等、継続的な取り組みを行うことが重要です。

特定事業計画策定後は、多くの関係者で構成する「斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会」を「斑鳩町バリアフリー推進協議会」に改め、ハード面とソフト面の取り組みをバランスよく継続して推進します。

なお、個別の検討課題への対応としては、現状の問題や課題、解決すべき主体、実施に向けての熟度や今後の方向性等を見極めたうえで、その進め方を検討していきます。

(2) 町全体でのバリアフリー化の推進

基本構想は、優先的にバリアフリー化を図る重点整備地区を中心として策定されています。

基本構想で示したまちのバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへ展開していくことが重要です。上位計画を踏まえ、幅広い発想を持って、将来のまちづくりを推進するよう努めていきます。

また、町の交通体系全体の中で道路のネットワークや各種交通サービスのあり方について検討していきます。

(3) 各施設との連携強化によるバリアフリー化の推進

旅客施設、歩行空間、建築物、公園等の一体的・継続的なバリアフリー化を推進するとともに、周辺歩行空間との連続的な経路が確保できるよう努めていきます。

(4) 災害時におけるバリアフリーへの配慮

阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）において、避難及び避難所での生活等が、高齢者、障害のある人等にとって特に大きな問題となることが明らかになっています。

バリアフリー法では、日常時におけるバリアフリー化を目的としており、災害時におけるバリアフリーについては定めておりません。しかし、災害時におけるバリアフリーも重要な課題として認識し、基本構想で定める施設のハード整備や、移動等円滑化のための心のバリアフリー等のソフト整備を推進し、日常時のバリアフリーを推進することから、災害時におけるバリアフリーにもつながるよう努めていきます。

(5) 観光バリアフリーの推進

世界文化遺産をはじめ多くの歴史的・文化的資産を持つ本町には、外国人を含め多くの観光客が訪れています。基本構想に基づき、誰もが安心して観光できるよう、移動等円滑化のための心のバリアフリーや移動支援のための案内整備等を推進し、回遊性を高めることにより、まちのにぎわいの向上や活性化に努めていきます。

8.2. 実現に向けた推進体制

今後の取り組みの方向性を具現化するにあたっての進め方を整理します。

「斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会」を中心に適時事業の評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図っていきます。

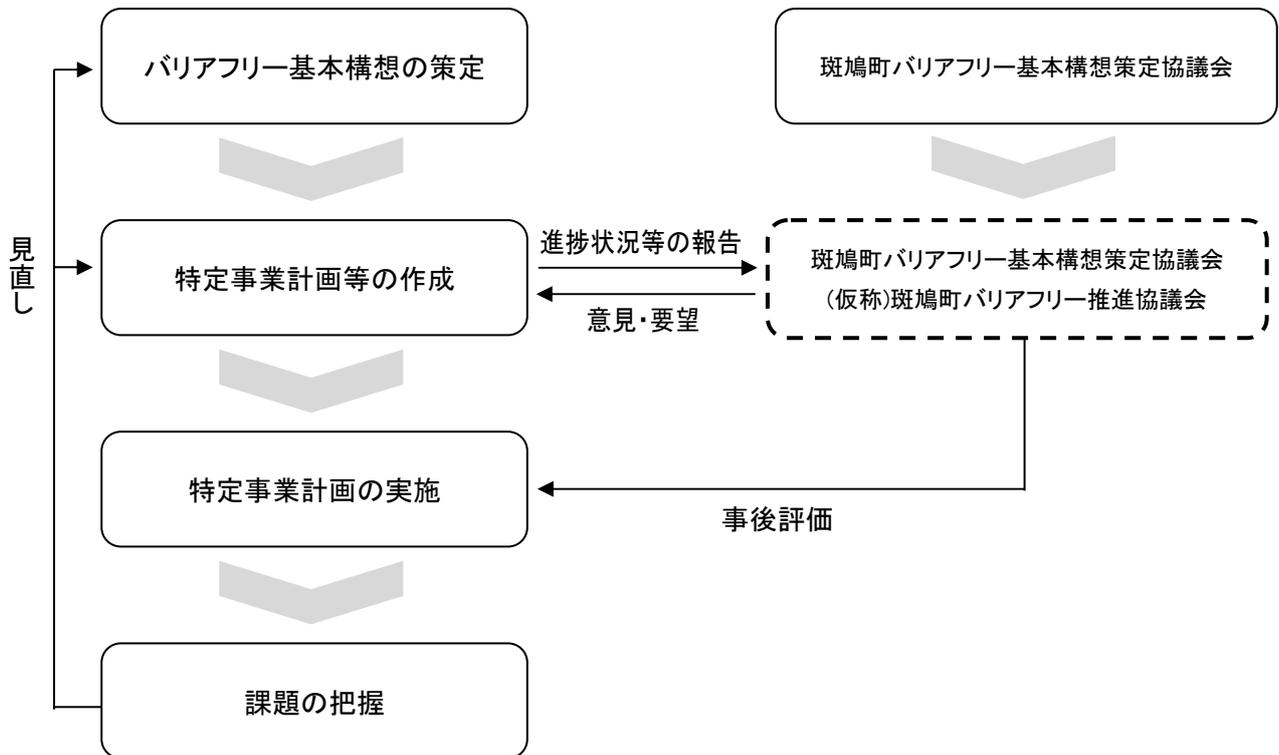


図 8-1 継続的な組織のイメージ

9. 参考資料

(1) 斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

区分	所属及び役職名	役職名	氏名	備考
学識経験者	元奈良県監査委員		廣野 隆信	
高齢者団体を代表する者	斑鳩町老人クラブ連合会	会長	小池 信義	第1回協議会
			木村 嘉男	第2・3回協議会
障害者団体を代表する者	社会福祉法人 萌 (地域活動センターまーぶる)	所長	鈴木 知子	第1回協議会
	社会福祉法人 萌 (生活支援センターぼるとベル)	所長	永石 淳哉	第2・3回協議会
	特定非営利活動法人 あゆみの家	法人理事	森川 和昭	
	特定非営利活動法人 虹の家	副理事長	今西 雅美	
	斑鳩町身体障害者福祉協会	会計監査	紀 勉	
商工関係団体を代表する者	斑鳩町商工会	会長	家郷 昇	
地域住民を代表する者	斑鳩町自治会連合会	評議員	辻 喜彦	
	斑鳩町婦人会	庶務	堀田 早苗	
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社	課長	松尾 優	
近畿統括本部 企画課	奈良交通株式会社 乗合事業部	部長	後藤 秀雄	
西和警察署長 又は その指名する職員	西和警察署交通課	課長	新家 達大	第1回協議会
			田代 宏毅	第2・3回協議会
関係行政機関 の職員	奈良国道事務所 管理第二課	課長	佐藤 明	
	奈良県県土マネジメント部 道路環境課	主幹	竹林 義之	
	奈良県郡山土木事務所 計画調整課	課長	六車 憲雄	第1回協議会
			牧田 孝光	第2・3回協議会
	奈良県中和福祉事務所	次長	藤山 清志	
奈良県立西和養護学校	教頭	平井 克季	第1回協議会	
		中村 美和	第2・3回協議会	
その他町長が 必要と定める者	社会福祉法人 斑鳩町社会福祉協議会	事務局長	松村 敦子	

委員数 18人

(2) 斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）第26条第1項の規定に基づき、斑鳩町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な協議を行うため、斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 基本構想の策定に関する基本的な事項
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 重点整備地区に関する基本的な方針の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 商工関係団体を代表する者
- (5) 地域住民を代表する者
- (6) 公共交通事業者
- (7) 西和警察署長又はその指名する職員
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員報酬は、無償とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市建設部都市整備課が所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(1) 特定事業等の整備に関わる基準

① 公共交通（公共交通特定事業）

表 9-1 旅客施設の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	施設の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
経路・通路	出入口	幅員	90cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		戸の形式	安全・快適性(開閉動作): 手動式<自動式、開き戸<引き戸	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		段差	段差がないこと	参照省令 1)第 4 条、適用義務
	段がある場合は傾斜路を併設		参照省令 1)第 4 条、適用義務	
	通路	幅員	150cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		照明	設置	参照省令 1)第 4 条、設置義務
昇降施設	傾斜路	幅員	幅員 120cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		勾配	8%以下	参照省令 1)第 4 条、適用義務
	エレベーター	出入口幅	80cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		広さ	140cm(幅)×135cm(奥行き)以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		鏡	安全・防犯設備(鏡、外部から内部の確認、手すり、戸閉の制御、緊急時対応)	参照省令 1)第 4 条、設置義務
		案内(非常時)	音声案内	参照省令 1)第 4 条、設置義務
			聴覚障害者対応(管制機能、電光)	参照省令 5)4.2.12、設置義務
		ボタン	操作盤の高さ 1m 程度、点字表示	参照省令 1)第 4 条、適用義務
	エスカレーター	形式・位置	上り専用と下り専用を設置	参照省令 1)第 4 条、設置義務
		平坦部	三枚以上の踏み段が同一平面上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		幅員	80cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
	階段	手すり	二段式、両側に設置 点字案内	参照省令 1)第 8 条、設置義務
		段鼻	突き出し等がないこと	参照省令 1)第 8 条、適用義務
		照明	設置	参照省令 1)第 8 条、設置義務
	点字(視覚障害者誘導用)ブロック	通路・乗降口	通路と車両等の乗降口に敷設	参照省令 1)第 9 条、設置義務
便所・乗車券		便所や乗車券販売所の経路に敷設	参照省令 1)第 9 条、設置義務	
昇降施設		上端及び下端通路に敷設	参照省令 1)第 9 条、設置義務	
<p>【参照省令・ガイドライン等】</p> <p>1)移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 2)増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン 3)公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 4)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 5)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則</p>				
<p>【設置義務及び努力義務】</p> <p>設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。 努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる・・・」等の表現。</p>				

出典:「増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、
 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」から作成

表 9-2 旅客施設の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	施設の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
案内設備	運行情報	設備	文字及び音声による情報提供	参照省令 1)第 10 条、設置義務
	標識	位置表示	昇降施設、便所、乗車券販売所等	参照省令 1)第 11 条、設置義務
	案内表示	案内表示	主要な設備の配置	参照省令 1)第 12 条、設置義務
		その他	音及び点字等	参照省令 1)第 12 条、設置義務
便所	案内表示	点字案内板	点字による案内設備を設置	参照省令 1)第 13 条、設置義務
	便器	小便器	1 以上床置き(手すり付)設置	参照省令 1)第 13 条、設置義務
		洋式トイレ	1 以上腰掛式(手すり付)設置	参照省令 1)第 14 条、設置義務
	多機能トイレ	個室出入口幅	80cm 以上	参照省令 1)第 14 条、適用義務
		段差	段差がないこと	参照省令 1)第 14 条、適用義務
		手すり等	腰掛便座及び手すり	参照省令 1)第 14 条、設置義務
他施設	販売所	幅員	80cm 以上	参照省令 1)第 16 条、適用義務
		戸の形式	安全・快適性(開閉動作): 手動式<自動式、開き戸<引き戸	参照省令 1)第 16 条、適用義務
		段差	段がある場合は傾斜路を併設	参照省令 1)第 16 条、適用義務
		意思疎通	筆談等の設備	参照省令 1)第 16 条、適用義務
	券売機	車いすによる利用	60cm 以上の高さ空間	参照ガイドライン 3)P111、適用義務
		ボタンの位置	高さ 110cm 程度	参照ガイドライン 3)P111、適用義務
		点字案内	主要なボタンには点字を併記	参照ガイドライン 3)P111、適用義務
	改札口	幅員	80cm 以上	参照省令 1)第 19 条、適用義務
		進入可否	自動改札機の識別表示	参照省令 1)第 19 条、適用義務
	プラットフォーム	平坦性	平坦(横断 1%)、滑りにくい仕上げ	参照省令 1)第 20 条、適用義務
			ホームドアもしくは点字ブロック	参照省令 1)第 20 条、設置義務
			線路側以外端部に柵を設置	参照省令 1)第 20 条、設置義務
		安全性	列車接近警告(文字・音声)設備	参照省令 1)第 20 条、設置義務
	照明	設置	参照省令 1)第 20 条、設置義務	
	バス乗り場	平坦性	滑りにくい仕上げ	参照省令 1)第 23 条、適用義務
		点字ブロック	柵、点字ブロックの設置	参照省令 1)第 23 条、設置義務
		歩道等高さ	停留所を設ける歩道等に対する車道等に対する高さ:15cm を標準	参照ガイドライン 2)P368、適用義務
	タクシー乗り場	歩道等高さ	歩道等の車道等に対する高さ:5cm を標準	参照ガイドライン 2)P366、適用義務

【参照省令・ガイドライン等】

- 1)移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令
- 2)増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- 3)公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
- 4)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
- 5)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則

【設置義務及び努力義務】

設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。

努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる・・・」等の表現。

出典:「増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、
「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」から作成

② 建築物（建築物特定事業）

表 9-3 生活関連施設の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	施設の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
出入口・廊下	出入口	幅員	90cm 以上	参照省令 1)第 2 条、適用義務
			120cm 以上(多数利用・直接地上)	参照省令 1)第 2 条、適用義務
		戸の形式	安全・快適性(開閉動作): 手動式<自動式、開き戸<引き戸	参照省令 1)第 2 条、適用義務
		段差	段差がないこと	参照省令 1)第 2 条、適用義務
	廊下	幅員	180cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		点字ブロック	階段又は傾斜路の上端等に設置	参照省令 1)第 3 条、設置義務
		戸の形式	安全・快適性(開閉動作): 手動式<自動式、開き戸<引き戸	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		段差	段差、突出物がないこと	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		休憩施設	適切な位置に設置	参照省令 1)第 3 条、設置義務
昇降施設	階段	幅員	140cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		けあげ	16cm 以下	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		踏面	30cm 以上	参照省令 1)第 4 条、適用義務
			視覚的な識別できる色で設置	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		手すり	両側に設置	参照省令 1)第 4 条、設置義務
		段鼻	突き出し等がないこと	参照省令 1)第 4 条、適用義務
		点字ブロック	段の上段踊場に設置	参照省令 1)第 4 条、設置義務
	傾斜路	幅員	150cm 以上(階段併設 120cm 以上)	参照省令 1)第 6 条、適用義務
		勾配	8%以下(1/12)	参照省令 1)第 6 条、適用義務
		踊場	高さ 75cm 以上:踏幅 150cm 以上	参照省令 1)第 6 条、設置義務
		手すり	高さ 16cm 以上:両側に設置	参照省令 1)第 6 条、設置義務
	エレベーター	出入口幅	90cm 以上	参照省令 1)第 7 条、適用義務
		広さ	幅 160cm × 奥行き 135cm 以上	参照省令 1)第 7 条、適用義務
		音声	階到着、戸閉鎖を音声で知らせる	参照省令 1)第 7 条、設置義務
		非常時案内	聴覚障害者対応(管制機能、電光)	参照省令 5)4.2.12、設置義務
		制御装置	操作盤の高さ 1m 程度	参照省令 1)第 7 条、設置義務
【参照省令・ガイドライン等】				
1)移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令				
2)増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン				
3)公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン				
4)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例				
5)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則				
【設置義務及び努力義務】				
設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。				
努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる・・・」等の表現。				

出典:「増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、
「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」から作成

表 9-4 生活関連施設の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	施設の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
便所	案内表示	点字案内板	点字による案内設備を設置	参照省令 1)第 9 条、設置義務
	便器	小便器	1 以上床置き(手すり付)設置	参照省令 1)第 9 条、設置義務
		洋式トイレ	床面積 1,000m ² 以上:1 以上設置	参照省令 5)7.7、設置義務
	多機能トイレ	洋式トイレ	1 以上腰掛式(手すり付)設置	参照省令 1)第 9 条、設置義務
		個室出入口幅	80cm 以上	参照省令 1)第 9 条、適用義務
		段差	段差がないこと	参照省令 1)第 9 条、適用義務
		手すり等	腰掛便座及び手すり	参照省令 1)第 9 条、設置義務
		乳幼児用	床面積 1,000m ² 以上	参照省令 5)7.8、設置義務
	オストメイト	床面積 10,000m ² 以上	参照省令 5)7.9、設置義務	
他施設	駐車場	障害者用 駐車施設	駐車台数 200 台以下: 必要数は、駐車台数/50 台 駐車台数 200 台以上: 必要数は、駐車台数/100 台+2 台	参照省令 1)第 12 条、設置義務
	標識	位置表示	昇降機、便所、駐車施設等	参照省令 1)第 14 条、設置義務
	案内設備	案内板・点字案内等	昇降機、便所、駐車施設等の配置を示す	参照省令 1)第 15 条、設置義務
	授乳場所	授乳対応場所	床面積 5,000m ² 以上	参照省令 5)10、設置義務
	避難設備	点滅・音声	床面積 1,000m ² 以上	参照省令 5)13、設置義務
<p>【参照省令・ガイドライン等】</p> <p>1)高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(建築物移動等円滑化誘導基準)</p> <p>2)増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン</p> <p>3)公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン</p> <p>4)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例</p> <p>5)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則</p> <p>【設置義務及び努力義務】</p> <p>設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。</p> <p>努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる…」等の表現。</p>				

出典:「増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、
「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」から作成

③ 公園（都市公園特定事業）

表 9-5 公園の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	公園の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
園路	出入口	幅員	120cm	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		車止め	間隔は 90cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		水平距離	150cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
	通路	幅	180cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		段差	段差がないこと	参照省令 1)第 3 条、適用義務
	傾斜路 (単独)	幅員	120cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		勾配	縦断:5%以下、横断:1%以下	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		舗装の状態	平坦性、水はけ良い、滑りにくい	参照省令 1)第 3 条、適用義務
	階段・ 傾斜路 (併設)	手すり	両側に設置、点字案内	参照省令 1)第 3 条、設置義務
		段鼻	突き出し等がないこと	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		踊場	高さ 75cm 以上:踏幅 150cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		傾斜路	階段に併設	参照省令 1)第 3 条、設置義務
		傾斜路幅員	120cm 以上	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		傾斜路勾配	縦断:8%以下	参照省令 1)第 3 条、適用義務
		舗装の状態	平坦性、水はけ良い、滑りにくい	参照省令 1)第 3 条、適用義務
	安全性	点字ブロック	転落のおそれのある場所に設置	参照省令 1)第 3 条、設置義務
		柵	転落のおそれのある場所に設置	参照省令 1)第 3 条、設置義務
	便所	便器	小便器	1 以上床置き(手すり付)設置
簡易型 多機能 トイレ		洋式トイレ	1 以上腰掛式(手すり付)設置	参照ガイドライン 3)P65、努力義務
		個室出入口幅	80cm 以上	参照ガイドライン 3)P65、努力義務
※多機能トイレを設置することを原則とするが、街区公園等小規模の都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能トイレの設置で代えることができる。				
【参照法令・省令・ガイドライン等】 1)移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置 に関する基準を定める省令 2)都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン				
【設置義務及び努力義務】 設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。 努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる…」等の表現。				

出典:「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」から作成

④ 道路（道路特定事業）

表 9-6 道路の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	道路の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
歩道等	平坦性	段差(高さ)	5cm	参照省令 2)第 8 条、適用義務
		形式	セミフラット型	参照ガイドライン 3)P79、努力義務
		勾配	縦断:5%以下、横断:1%以下	参照省令 2)第 6 条、適用義務
		舗装の状態	平坦性、水はけ良い、滑りにくい	参照省令 2)第 5 条、適用義務
		横断歩道段差	2cm	参照省令 2)第 9 条、適用義務
	誘導性	点字ブロック	原則:黄色、30cm 四方以上	参照省令 2)第 34 条、適用義務
	狭隘性	幅員	有効幅員 2.0m	参照法令 1)第 11 条、適用義務
	安全性	歩車分離	原則車道と分離 歩車分離しない道路の場合、走行車両の速度を落とすための措置、歩行者通行空間(有効幅員 1.5m)の確保	参照省令 2)第 7 条、適用義務
照明		原則設置(周辺状況による)	参照省令 2)第 36 条、設置義務	
立体横断施設	円滑化	立体施設	エレベーターもしくは傾斜路	参照省令 2)第 11 条、適用義務
	エレベーター	広さ	1.5m×1.5m 以上	参照省令 2)第 12 条、適用義務
		出入口幅	90cm 以上	参照省令 2)第 12 条、適用義務
		ボタン	操作盤の高さ 1m 程度、点字表示	参照省令 2)第 12 条、適用義務
		鏡	安全・防犯設備(鏡、外部から内部の確認、手すり、戸閉の制御、緊急時対応)	参照省令 2)第 12 条、適用義務
		案内(非常時)	音声案内 聴覚障害者対応(管制機能、電光)	参照省令 1)第 4 条、設置義務 参照省令 6)4.2.12、設置義務
	傾斜路	幅員	有効幅員 2.0m 以上	参照省令 2)第 13 条、適用義務
		勾配	5%以下	参照省令 2)第 13 条、適用義務
		手すり	二段式、両側に設置、点字案内	参照省令 2)第 16 条、設置義務
	階段	幅員	1.5m 以上	参照省令 2)第 16 条、適用義務
		手すり	二段式、両側に設置、点字案内	参照省令 2)第 16 条、設置義務
		点字ブロック	推奨:終始部に点字ブロックを設置	参照ガイドライン 3)P143、努力義務
		段鼻	突き出し等がないこと	参照省令 2)第 16 条、適用義務
【参照法令・省令・ガイドライン等】				
1)道路構造令				
2)移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準)				
3)増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン				
4)公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン				
5)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例				
6)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則				
【設置義務及び努力義務】				
設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。				
努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる・・・」等の表現。				
出典:「増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」から作成				

表 9-7 道路の移動等円滑化基準

箇所	項目	種類	道路の移動等円滑化基準	
			内容	該当条項・適用
乗合自動車停留所	バス停	歩道の高さ	標準 15cm	参照省令 2)第 17 条、適用義務
		ベンチ・上屋	原則設置 (周辺状況による)	参照省令 2)第 18 条、適用義務
		点字ブロック	必要に応じて設置	参照ガイドライン 3)P161、努力義務
		照明	必要に応じて設置	参照ガイドライン 3)P161、努力義務
自動車駐車場	障害者用停車施設	設置位置	歩行者の出入口又はエレベーターの出入口の近くに設置	参照ガイドライン 2)P368、適用義務
		段差	可能な限り段差を設けない	参照ガイドライン 2)P184、努力義務
		乗降部有効幅	有効幅 1.5m以上、有効奥行き 1.5m以上	参照ガイドライン 2)P368、適用義務
		大きさ	直角駐車 有効幅 3.5m以上 平行駐車 普通乗用車の駐車ます 6.0m×2.5m以上	参照ガイドライン 2)P177、適用義務 駐車ますの大きさは、原則「駐車場設計・施工指針」の基準
		案内	国際シンボルマークの表示	参照ガイドライン 2)P368、適用義務
<p>【参照法令・省令・ガイドライン等】</p> <p>1)道路構造令 2)移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(道路移動等円滑化基準) 3)増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン 4)公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 5)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 6)奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則</p> <p>【設置義務及び努力義務】 設置義務:「〇〇を設けること」「〇〇とすること」等の表現。 努力義務:「〇〇を設置することが望ましい」「〇〇とすることが望ましい」「必要であると認められる・・・」等の表現。</p>				

出典:「増強改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、
 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」から作成

斑鳩町バリアフリー基本構想

発行 平成30年3月

編集 斑鳩町都市建設部都市整備課

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

TEL : 0745-74-1001

FAX : 0745-74-1011

E-mail : toshi@town.ikaruga.nara.jp